

**岐阜県人権施策推進指針（案）**  
**（第三次改定）**

～一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して～

**岐 阜 県**

# 岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）（案）目次

第1章 指針改定の趣旨	1
第2章 基本的な考え方	
I 基本理念	2
II 指針の位置づけ	3
III 本県の人権施策の推進体制	3
IV 指針の推進期間	4
第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進	
I 人権教育・人権啓発の推進	6
1 人権教育	6
(1) 学校教育	6
(2) 社会教育・生涯学習	7
(3) 家庭教育	8
2 人権啓発	8
(1) 県民への啓発	8
(2) 企業等への啓発	9
3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修	9
4 情報の収集・提供の推進	11
II 相談体制の充実強化	13
1 相談体制の充実強化	13
2 相談機関の周知	13
III 県民、関係機関等との連携	15
1 県民との協働	15
2 専門家、各種団体等との連携	15
3 国・市町村との連携	15
4 庁内の連携	16
IV マスメディア等の活用	16
V 進行管理及び見直し	16
第4章 分野別施策の推進	
1 女性	17
2 子ども	21
3 高齢者	26
4 障がい者	29
5 同和問題（部落差別）	33
6 外国人	37
7 インターネットによる人権侵害	39
8 感染症患者	42
9 刑を終えて出所した人	45
10 犯罪被害者等	47
11 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	49
12 災害に伴う人権問題	52
13 その他の人権問題	54
○ 人権をめぐる国内外の動向	59



## 第 1 章 指針改定の趣旨

本県では、2003 年（平成 15 年）3 月に策定し、社会情勢の変化等を踏まえ、2008 年（平成 20 年）及び 2013 年（平成 25 年）に改定した「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う\*力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進等を重点として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進してきました。

しかしながら、私たちの周りでは、学校等におけるいじめ、性的指向\*及び性自認\*を理由とする偏見と差別、長時間労働と職場におけるハラスメント\*、インターネット、特にスマートフォンの急速な普及に伴う個人情報流出や匿名性を悪用した書き込み等、新たな人権問題が生じてきています。

また、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災を経験し、災害時に顕在化する女性、高齢者、障がい者、外国人等災害弱者に対する人権侵害や被災者に対するいまだに続く誹謗・中傷等のいじめも問題になっております。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号。以下「ヘイトスピーチ\*解消法」という。）及び「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号。以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

この度の改定は、こうした社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、現在の指針を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、2018 年度（平成 30 年度）からの岐阜県の目指すべき人権施策のあり方について方向性を示すものです。

## 第 2 章 基本的な考え方

### I 基本理念

日本国憲法には、「基本的人権の尊重」、「国民主権」、「平和主義」の3つの原則があります。「基本的人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利のことです。

憲法第13条において「すべての国民は、個人として尊重される」とうたっており、「個人として」とは、「一人ひとりの違いを超えて」ということを意味します。そうした「人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」・「人間の尊厳に基づく固有の権利」である人権は、すべての人に平等に保障されなければなりません。

しかしながら、私たちの周りには、様々な偏見や差別など人権に関する深刻な問題が多く発生しており、依然として「人権が尊重される社会」の実現が大きな課題となっています。

自分の権利を主張するだけでは、他の人の権利を侵害する場合があります。一人ひとりが互いを認め合い、他の人の人権を尊重することが、ひいては自分の人権を守ることにつながります。

また、人と人がつながり、家族や地域を支える力をはぐくむことができるよう、人権に含まれる個別課題が、より広く、より深く「人間の問題」として「響き合い、重なり合う」ような教育・啓発の推進が求められています。

「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進することを基本理念とします。

#### 1 テーマ

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して

#### 2 重点対策

##### (1) 「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進

地域におけるコミュニケーションの欠如、人間関係の希薄化が問題視されている中、県民一人ひとりが「よく生き合う力」をはぐくむことのできるような人権教育・人権啓発のあり方について検討を進めるとともに、人権啓発手法を創意工夫し、行政・教育機関、団体、地域、企業等が一体となった人権教育・人権啓発の推進に努めます。

## (2) 市町村の人権教育・人権啓発に関する施策の策定の促進

人権施策推進に当たっては、県民にとって最も身近で地域の実情に即したきめ細かな取り組みを行うことが期待される市町村に対し、施策の充実及び体制の確立のため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、施策の策定を早期に実現するよう強力に働きかけます。

## (3) 人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証

個別の人権問題への対応については、人権教育・人権啓発による「予防」が重要ですが、その「早期発見」や「迅速な対応」、「持続的な取り組み」、「不断・普段の検証」も大切です。

人権侵害事案には、個人情報管理など、より人権に配慮して対応し、国、市町村などの人権関係機関等との連携の強化や情報の共有に努め、庁内における「岐阜県人権施策推進連絡協議会」とも連携を密にして取り組みます。

## II 指針の位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき策定した現在の指針を継続・発展させ、本県の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

県はこの指針に基づき、今後も、国、市町村、関係機関と連携して、より総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を積極的に推進します。

分野別施策については、「第4章 分野別施策の推進」において整理し、新たな人権課題を含む様々な問題に対応した施策を推進します。

## III 本県の人権施策の推進体制

人権施策を推進するために、人権問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県人権懇話会\*」及び「岐阜県地方改善促進審議会」において、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、施策に反映させます。

各分野の人権施策を効果的に実施するため、庁内の人権関係部局で組織する「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、相互の連携を図り、事業を展開していきます。

人権啓発事業の推進については、「岐阜県人権啓発センター\*」において、人権課題の県民意識の高揚を図るため、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発パネル・DVD等の貸出などを行います。

また、人権課題に対する正しい理解と認識を広めるため、新聞、ラジオなどマスコミを活用した広報や啓発用冊子・リーフレット、啓発グッズの作成・配布な

どの啓発活動を推進します。

さらに、県と岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市で構成する「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会\*」において、「人権啓発フェスティバル in ぎふ」を行うなど、国等の関係機関と連携を図り、効果的な人権啓発事業を推進します。

教育に関しては、「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、「岐阜県人権教育協議会」において、人権教育を推進します。特に、人権教育における行動力の育成を図る取り組みとして「ひびきあい活動\*」を行い、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなど、様々な人権問題の解決のための教育を実施します。

#### IV 指針の推進期間

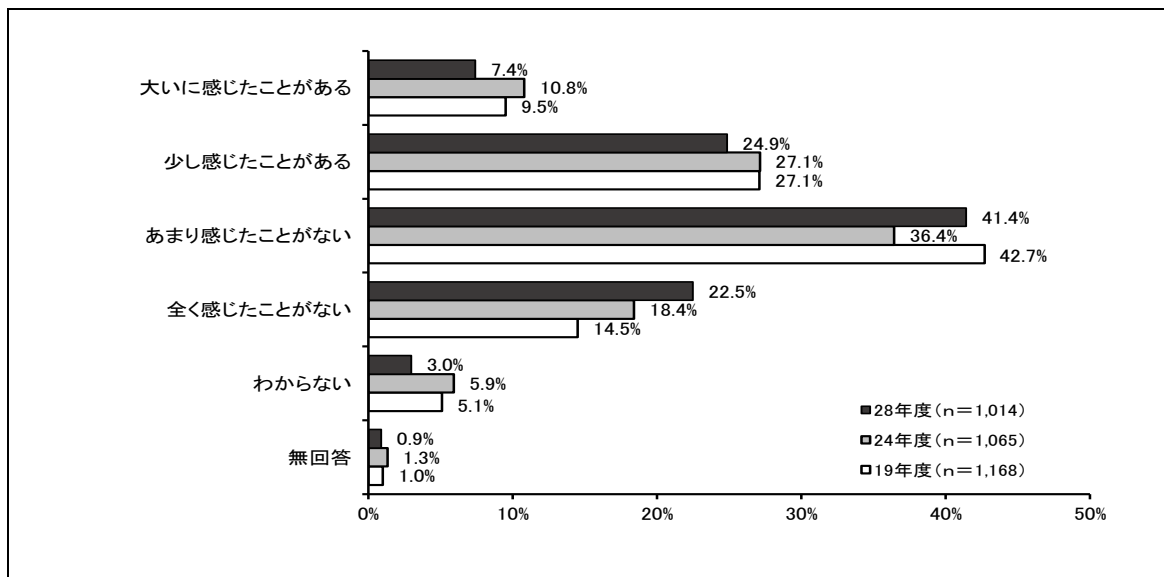
この指針の推進期間は、2018年度(平成30年度)から2022年度(平成34年度)までの5カ年間とします。

なお、この期間の満了後においても、その成果を踏まえ、国、市町村、関係機関及び県民とともに人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを継続します。

【人権に関する県民意識調査<平成29年1月調査：岐阜県>】（グラフの中のnは回答者を表す）以下、同じ

##### ■ 人権侵害の経験について

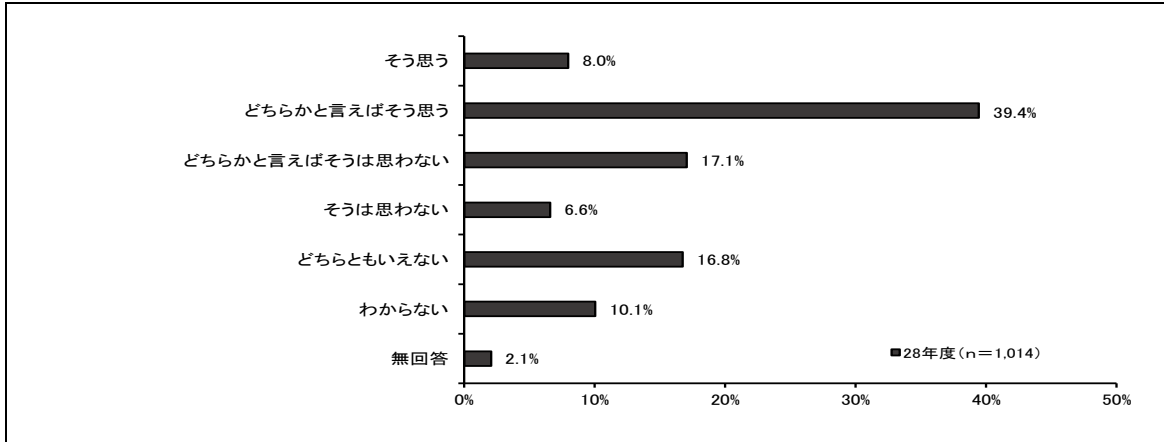
Q あなたは、これまでに人権を侵害(暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など)されたと感じたことがありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 人権意識について

Q あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますか。

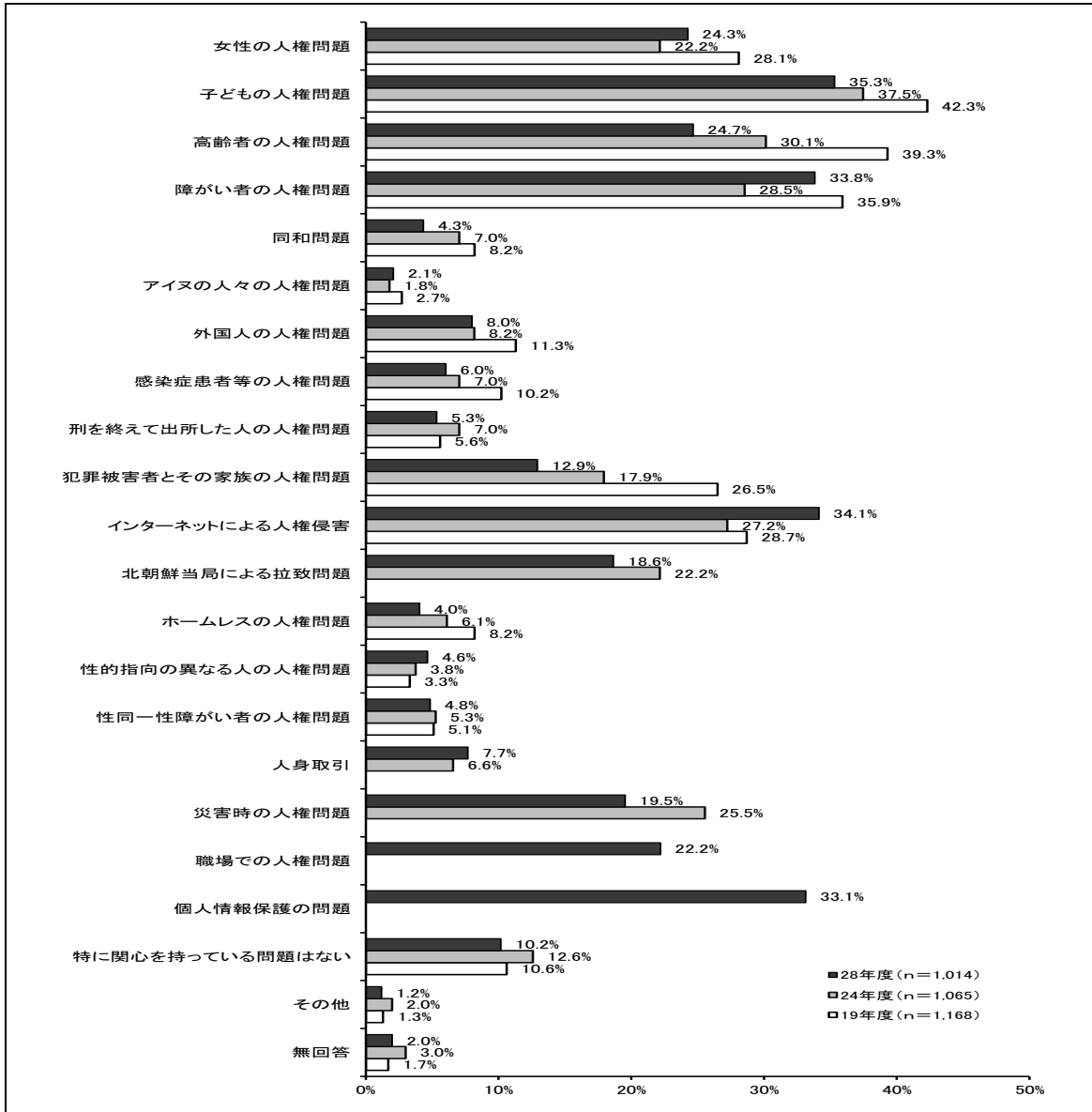
次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 現在関心を持っている人権問題

Q 以下にあげた各人権問題の中で、あなたが現在関心をもっているものはどの問題ですか。

次の中からいくつでも選んで○をつけてください。





## 第 3 章 人権施策の総合的かつ効果的な推進

この指針を実効あるものにするためには、人権教育・人権啓発の推進をはじめ、人権教育・人権啓発を行う実施主体間のより緊密な連携を図ることが必要であり、県政の主役である県民との協働や、人権問題の専門家である人権擁護委員※、民生委員・児童委員、保護司、学識経験者、人権関係の各種団体等との連携・協力による取り組みが求められています。

また、国はもとより、県民にとって最も身近な市町村との連携・協力体制を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ることが重要です。

### I 人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するためには、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通して、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

このため、県民一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう引き続き人権教育・人権啓発を推進します。

#### 1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 2 条）をいい、基本的人権の尊重の精神を正しく身に付けることをいいます。

地域の実情等を踏まえ、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他の人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、専門家や関係機関で構成する検討会議等の開催や学校教育、社会教育・生涯学習を推進します。

##### (1) 学校教育

学校教育においては、人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。

人権擁護推進審議会答申や人権教育・啓発に関する基本計画等と県内の状況を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進し、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組みます。

その際、幼児、児童・生徒、学生の発達段階に応じながら、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存在する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努めます。

また特別な支援が必要な子どもには、一人ひとりの発達段階や障がいの状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めるとともに、周りの子どもや地域の人々との交流を積極的に推進し、相互の社会性や豊かな人間関係の育成に努めます。

あわせて、人権にかかわる様々な情報があふれる中で、児童・生徒一人ひとりの情報を読み解く能力など必要な基盤となる能力を育てるとともに、雇用及び労働に関する人権問題に対処できるよう教育の充実に努めます。

幼稚園・認定こども園、特別支援学校幼稚部においては、豊かな体験活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の充実に努めるとともに、幼児一人ひとりの良さや主体性が発揮される活動に努めます。

保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心を育てるとともに、子どもの人権に十分配慮した保育を行います。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においては、学校内における「いじめ」等の問題を厳粛に受け止め、命を守ることを最優先に考え、自己を見つめる力と他を思いやる心、豊かな人間性と自主的、実践的な態度を育てます。

また、教師と児童・生徒、そして児童・生徒相互の信頼関係を築き、児童・生徒一人ひとりの人格や尊厳を大切にされた教育の充実に努めます。

公立の園・学校においては、人権教育における行動力の育成を図るための取り組みである「ひびきあい活動<sup>\*</sup>」を実施し、児童・生徒及び教職員等の一層の人権感覚の向上を図るとともに、家庭・地域と連携した人権教育を推進します。

## (2) 社会教育・生涯学習

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進します。

学習を進めるに当たっては、県と市町村の十分な連携のもと、受講者が抱える課題を反映したテーマの設定や、取り組み事例の発表、参加体験型の学習等を取り入れるなど常に改善や工夫に努めます。

地域における人権教育活動を効果あるものにするためには、地域に根づき、地域で人権教育・啓発活動を推進するリーダーを育成していくことが不可欠です。今後も引き続き地域リーダーの育成及び資質向上を図ります。

社会教育関係団体は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりに極めて大きな役割を果たしています。今後も、各種の社会教育関係団体の連帯や団体相互の交流、地域活動の広がりを創り出すような活動を

促進します。

### (3) 家庭教育

家庭は、人権に関する基本的な学習の場であり、特に子どもにとっては、人権意識をはぐくむ上で極めて重要な場です。親が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが重要です。

しかし、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっています。

このような中、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取り組みをさらに進めていくため、2014年(平成26年)「岐阜県家庭教育支援条例」を制定しました。

これに基づき、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域住民、学校、市町村等の関係者が連携して家庭を支えていく施策を進めます。

また、家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、社会人権学習資料を作成し、保護者等に配布をするなど、家庭に対する情報提供や、子育て相談などの支援、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習機会の充実等に努めます。

## 2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいいます。

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人々の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、県民や企業への啓発を推進します。

### (1) 県民への啓発

県民が、人権尊重の理念に対する理解を深め、他の人々の人権に配慮できるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

毎年、12月の人権週間(12月4日～12月10日)の取り組みの一環として「人権啓発フェスティバル in ぎふ」(主催：岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会\*)や人権啓発展を開催し、多くの県民、特に若者世代への啓発対象の拡大を図ります。

啓発ポスターの掲示、ラジオ・新聞等マスコミの活用のほか、県民が「温か

い心のふれあい」「心豊かなまちづくり」について気づききっかけづくりとして、県民のみなさまから応募をいただいた「ちょっといい話\*」を紹介するなど、創意工夫をこらして様々な啓発活動を展開します。

また、岐阜県人権啓発センター\*による人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発パネル・DVD等の貸出、人権に関する情報の収集・提供等により人権啓発の充実に努めます。

## (2) 企業等への啓発

企業等においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアル・ハラスメント\*（以下「セクハラ」という。）やパワーハラスメント\*（以下「パワハラ」という。）等への対応、働く人の立場に立った働き方改革が求められています。

また、2010年(平成22年)ISO26000\*の中で、企業の社会的責任の中の中核的課題として人権が明記されるなど、企業の社会的責任(CSR\*)が一層重要視され、自社の従業員のみならず消費者や地域社会等への配慮も求められるようになっていきます。

企業等の人権に関する担当者を対象に、「まなざしセミナー（企業人権セミナー）」などの研修会、講演会を開催するとともに、啓発資料の配布、情報の提供、講師の派遣などの支援に努めます。

また、企業等における人材の採用に当たっては、公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、国等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

## 3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした人権教育に取り組む必要があります。

特に、行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点から職務を遂行する必要があり、それぞれの機関において研修等を推進します。

### (1) 行政職員

行政職員は、職員一人ひとりが、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つことが必要です。

このため、県職員については職員研修所での研修をはじめ、各所属に設置されている人権啓発推進員による課内研修等により、人権問題を自らの課題と受け止め、その解決に向けた主体的な行動がとれるよう人権意識の高揚に努めています。

今後は、これまでの研修の成果と手法への評価を踏まえ、全職員に対し、その職務内容と責務に応じて様々な人権課題に即した研修を実施し、職員の人権意識の確立に努めます。

また、県民により身近に接することの多い市町村職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市町村に対し研修会等の実施を要請するとともに、必要に応じて講師を派遣するなど、連携・協力体制を推進します。

## (2) 教職員

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高める上で、きわめて重要な役割を担っています。

そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念について十分な認識をもつことができるよう、校長・教頭を対象とした幹部研修や教員研修を実施し、全教育活動を通して、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりが推進される研修の充実を図っています。

今後は、これまで各教育事務所や学校が行ってきた研修の成果や実情を踏まえ、様々な人権課題について、具体的な事例を通して研修に努め、教職員の人権意識をより一層高めるように努めます。

## (3) 警察職員

警察職員は、その職務上、人権にかかわる機会が多く、すべての警察職員が豊かな人権感覚を身につけ、人権を尊重した公正で親切な職務を執行することが求められています。

このため、職場や警察学校において、人権尊重に関する研修や授業、訓練等を行っています。

今後も、研修等を実施し、被害者や被疑者などの人権に配慮した職務に努めます。

## (4) 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体の安全、財産の保護等を職務とし、その活動を通して密接に県民の日常生活と関わっていることから、人権意識を持って任務を遂行することが求められています。

このため、県消防学校において人権に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する研修を実施しています。

今後も、研修を継続実施し、各種消防業務において適切な対応が行えるよう努めます。

## (5) 医療・福祉関係職員

医療関係職員は、県民の生命や健康の維持・増進に直接かかわる業務に従事

していることから、業務遂行において、患者や家族のプライバシーに対する配慮や診療情報の守秘義務があり、人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

このため、職員の採用時や職場などで人権に関する研修を実施し、医療・保健従事者の人権意識の高揚に努めます。

また、福祉関係職員は、高齢者、障がい者、子どもなどの介護業務から生活相談業務（いじめなど）などに直接携わっており、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーや人権尊重に対する十分な認識と配慮が求められています。

このため、福祉関係職員の人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図ります。さらに、地域とのつながりの深い民生委員・児童委員についても研修会への参加を促し、人権意識の高揚に努めます。

#### (6) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアは、情報化社会の現在において社会的に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成する上で重要な役割を担っています。

したがって、公共的使命を踏まえ、かつ人権尊重の視点に立った取材活動や報道に心がけることが望まれることから、マスメディア関係者に対し、人権感覚を身につける社内啓発等に、自主的・積極的に取り組まれるよう働きかけます。

## 4 情報の収集・提供の推進

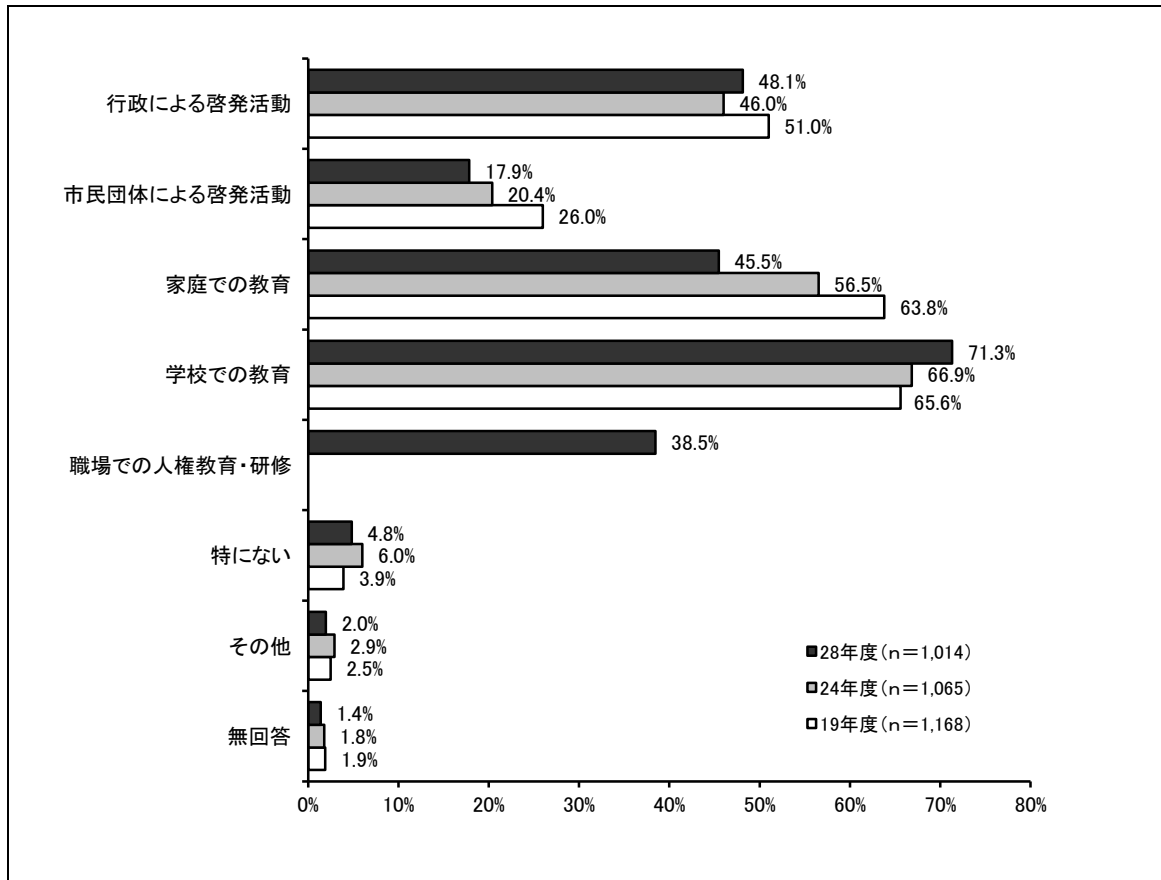
県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。

このため、国をはじめ都道府県、市町村、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

また、これらの情報を県民、関係機関が容易に入手できるよう、県のホームページや広報紙の発行などにより、効果のある情報提供に努めます。

■ 人権意識を高める方法

Q 人権意識を高める方法としては、どのようなものが有効と考えられますか。  
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



## II 相談体制の充実強化

県民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要であり、そのため、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。

国、県、市町村や社会福祉関係などの各種団体では、配偶者等からの暴力、児童虐待、障がいのある人や高齢者の権利擁護等に関する相談など様々な相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しています。

また、人権一般の相談窓口として岐阜県人権啓発センター\*における電話・面接・メールによる人権相談などを充実させるとともに、相談者に適切な専門機関を紹介するように努めています。

人権侵害に対する被害者の救済は、法務局、人権擁護委員\*による人権侵犯事件の調査処理や最終的な紛争解決手段としての裁判制度により被害者保護の取り組みがされています。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障がい者、労働者をめぐる人権問題など様々な人権問題が生じている現状や人権意識の高まりなどから、相談窓口の役割が大きくなっており、相談体制の充実強化等を図ります。

「人権に関する県民意識調査」（2017年（平成29年）1月実施。以下同じ）の結果によると、人権侵害を受けた場合に、「民生委員等に相談する」と回答した人は5.1%、「法務局や人権擁護委員に相談する」と回答した人は7.8%、「県や市役所・町村役場など公的相談機関に相談する」と回答した人は、22.1%となっています。

### 1 相談体制の充実強化

相談者が迅速かつ的確な対応を受けることができるよう、相談員の増員、相談時間の拡充など、相談・支援体制の充実強化を図ります。

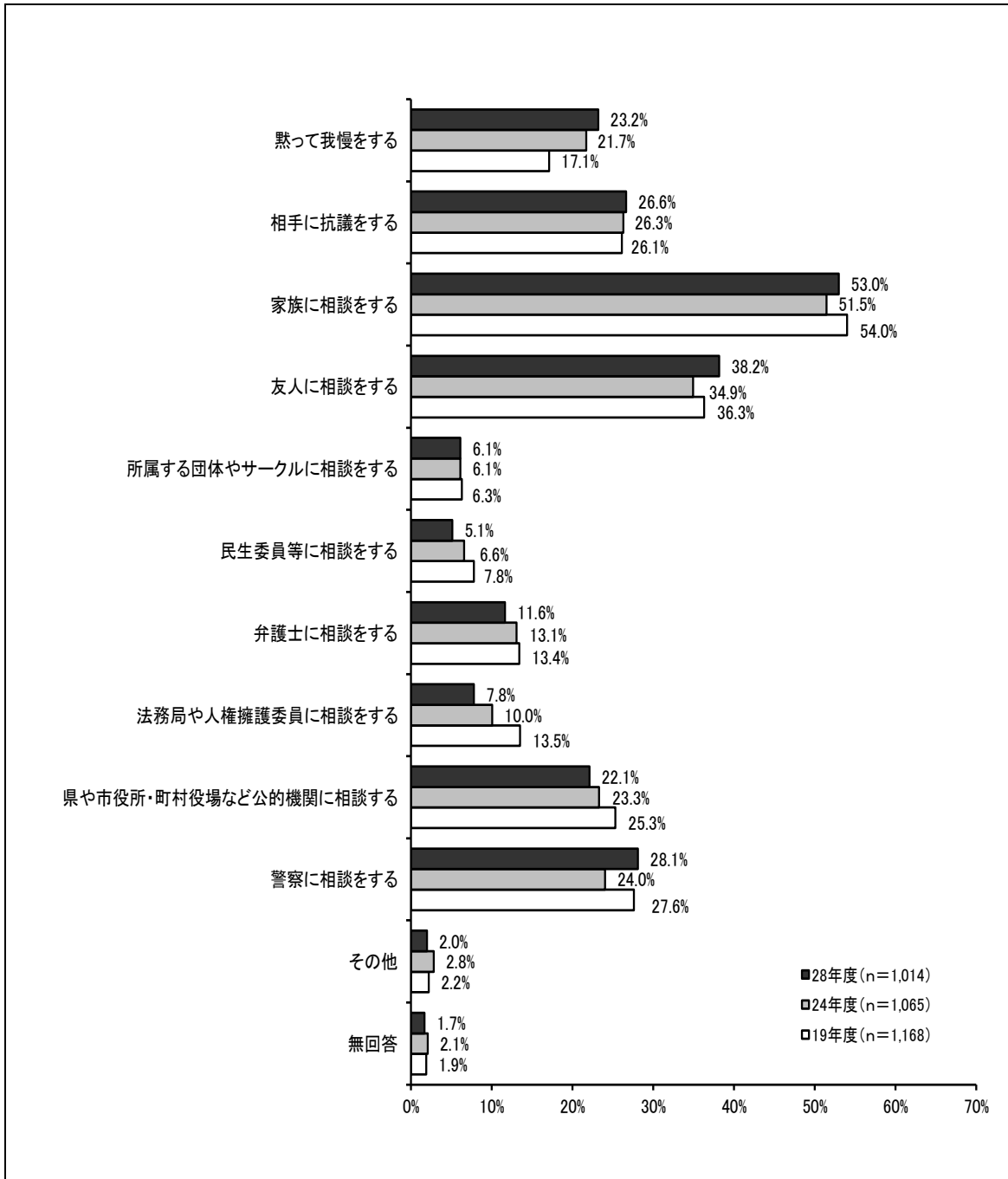
### 2 相談機関の周知

県民が必要な時に必要な相談等を受けることができるよう相談機関にかかわる情報の周知を図ります。



■ 人権侵害を受けた場合の対応

Q 人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。  
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



### Ⅲ 県民、関係機関等との連携

#### 1 県民との協働

施策の推進にあたっては、何よりも県民が直面している個別課題が互いに「人間の問題」として呼応し合い、「響き合い、重なり合う」関係が重要であることから、より総合的な人権教育・人権啓発の推進が不可欠であり、県民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが重要です。

そのために、より多くの県民が人権問題を身近な問題としてとらえることができるよう、わかりやすく、親しみやすい啓発手法を創意工夫し、人権教育・人権啓発の推進を行います。

また、県のホームページや各種講座・イベント・研修会などの参加者のアンケートなどを通して県民の皆さんの意見・提案を整理・分析し、今後の施策に反映するなどの取り組みを進めます。

さらに、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、国や市町村、専門家や関係団体との連携・協力に加え、企業や地域、学校などの理解と協力により一体となった推進が重要です。

地域に密着した人材である人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司、社会施設職員、医療関係者、教職員に加えて、NPOやボランティア団体とのネットワークの充実に努めます。

#### 2 専門家、各種団体等との連携

「岐阜県人権懇話会\*」から人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な施策推進の検討を進めるとともに、「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会\*」の組織力や活動の充実・強化を図るなど協力体制を強化し、幅広い取り組みを進めます。

また、女性、子ども、高齢者、障がい者等の様々な人権課題ごとに関係する機関において策定されている計画等に基づき取り組みが実施されていますが、これらをより総合的かつ効果的に推進するため、一層緊密な連携を図り、施策を進めます。

さらに、人権教育・人権啓発の推進のため、学識経験者、各種団体代表者等で構成される「岐阜県人権教育協議会」や「岐阜県生徒指導推進会議」等との連携を図ります。また、企業における主体的な取り組みを積極的に支援します。

#### 3 国・市町村との連携

国との連携は、「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」の組織を活かして、総合的・効果的な人権教育・人権啓発の推進を図っていますが、県と岐阜県方法務局（法務省）との連携・協力を一層強化します。

また、県民にとって最も身近な公共機関である市町村は、地域の実情に応じたきめ細かい取り組みを行うことが期待されています。県においても市町村の行う人権啓発活動の周知に協力するとともに、相談機関の状況等をホームページに掲載するなど、市町村が実施する取り組みへの支援や助言を実施します。

#### 4 庁内の連携

県における人権施策を推進するため、庁内関係課の幹事等で構成する「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、連携・協力を図るとともに、個別の人権課題への迅速な対応に努めます。

### IV マスメディア等の活用

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、マスメディアの果たす役割はきわめて大きく、人権尊重の理念の重要性をより多くの県民に効果的に伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠であり、これまでテレビ、ラジオ、新聞等を活用した人権教育・人権啓発活動を積極的に展開してきました。

今後も、マスメディアへの積極的な情報提供をはじめ、マスメディアの多種多様な媒体の効果を最大限に活用した人権教育・人権啓発を推進します。

また、ホームページなど県の広報媒体による啓発をはじめ、啓発用パンフレットやリーフレットの効果的な活用を図り、人権啓発活動を推進します。

### V 進行管理及び見直し

進捗状況については、毎年、定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。

指針改定後は、2018年度(平成30年度)から2022年度(平成34年度)までの5年間の推進期間内における具体的な施策に対する検証を行っていきます。

また、県民の意見、県民意識のデータの収集や、社会情勢の変化等による新たな人権課題への対応など、必要に応じて見直しを行うなど、内容の充実を図っていきます。

## 第 4 章 分野別施策の推進

### 1 女性

#### (1) 現状と課題

女性問題については、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年を契機として、取り組みが進められてきました。

国においては、1985 年（昭和 60 年）の「女子差別撤廃条約<sup>\*</sup>」の批准以降、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定等、進められてきました。

県では、2003 年（平成 15 年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定、翌年には「岐阜県男女共同参画計画」（以下、「男女基本計画」という。）を策定し、取り組んできました。

これまでの取り組みを通して、男女の地位の不平等感や性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消の方向に向かっています。しかし、社会全体としては、女性の参画が進まない分野があるなど不平等感や性別による固定的な役割分担意識はまだ根強く残っており、引き続き男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

「男女基本計画」は、各施策の検証結果を反映しつつ、それまでの実績を評価し、新たな課題に対応するため 5 年ごとに計画を見直し、男女共同参画社会づくりを推進して行きます。

「女性に対する暴力の根絶」については、男女基本計画においても主要課題の一つとしておりますが、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことから、県としても 2006 年（平成 18 年）に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し施策を推進しています。「男女基本計画」と同様に 5 年ごとに見直し施策を推進していきます。

また、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を併せ持つ「県女性相談センター」と「県事務所福祉課」において、関係機関との連携のもと、女性に対する相談、ドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>（「以下「DV」という。）被害者の保護支援も実施しています。

DV は、その発見が困難なため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、10 代・20 代の時に交際相手から暴力を振るわれたことがあるという女性も少なくなく、DV は婚姻関係、年齢を問わず起きています。

こうした背景もあり、「配偶者暴力相談支援センター<sup>\*</sup>」、市町村福祉担当窓口における配偶者等からの暴力の相談件数は、年々増加傾向にあります。

職場においては、男女の待遇に差があるだけでなく、セクハラやマタニティ・

ハラスメント\* (以下「マタハラ」という。) により、仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりしている問題が大きくなっています。

さらに、アダルトビデオへの出演強要やJKビジネス\*など、性犯罪や売買春など問題が多様化しています。

今後も、あらゆる層へ啓発することにより、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの暴力予防教育により未然防止に取り組むことが必要です。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が、前回(2012年(平成24年)7月実施)同様に高くなっています。

また、DV、セクハラやマタハラに対する関心は、前回より高くなっており、新たに項目とした性犯罪や売買春についての関心も、高い割合になっています。

こうしたことから、引き続き男女平等意識の高揚が望まれます。

## (2) 施策の方向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を総合的に推進します。

### 1) 人権尊重意識の確立と擁護

男女間の不平等感や、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因といえます。様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

### 2) 女性に対する暴力の根絶

潜在化しがちな女性に対するあらゆる暴力(DV、セクハラ、マタハラ、性犯罪、売買春等)を許さない社会環境づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」など啓発活動に努めます。また、女性に対する暴力の被害救済のため、「配偶者暴力相談支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター\*」等の相談窓口の周知、各種広報活動を行います。

### 3) 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「男性の方が優遇されている」や「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される固定的な性別役割分担意識は、少しずつ薄れつつありますが、まだその解消には至っていないため、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するなど、様々な機会や媒体の活用により、啓発活動を進めます。

#### 4) 「男女共同参画」社会の更なる推進

すべての県民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すには、これまでの男性を中心とする働き方を見直すとともに、県民や事業者に対し、相談、支援や啓発を行っていきます。

#### 5) 男女平等を基本とする教育・学習の充実

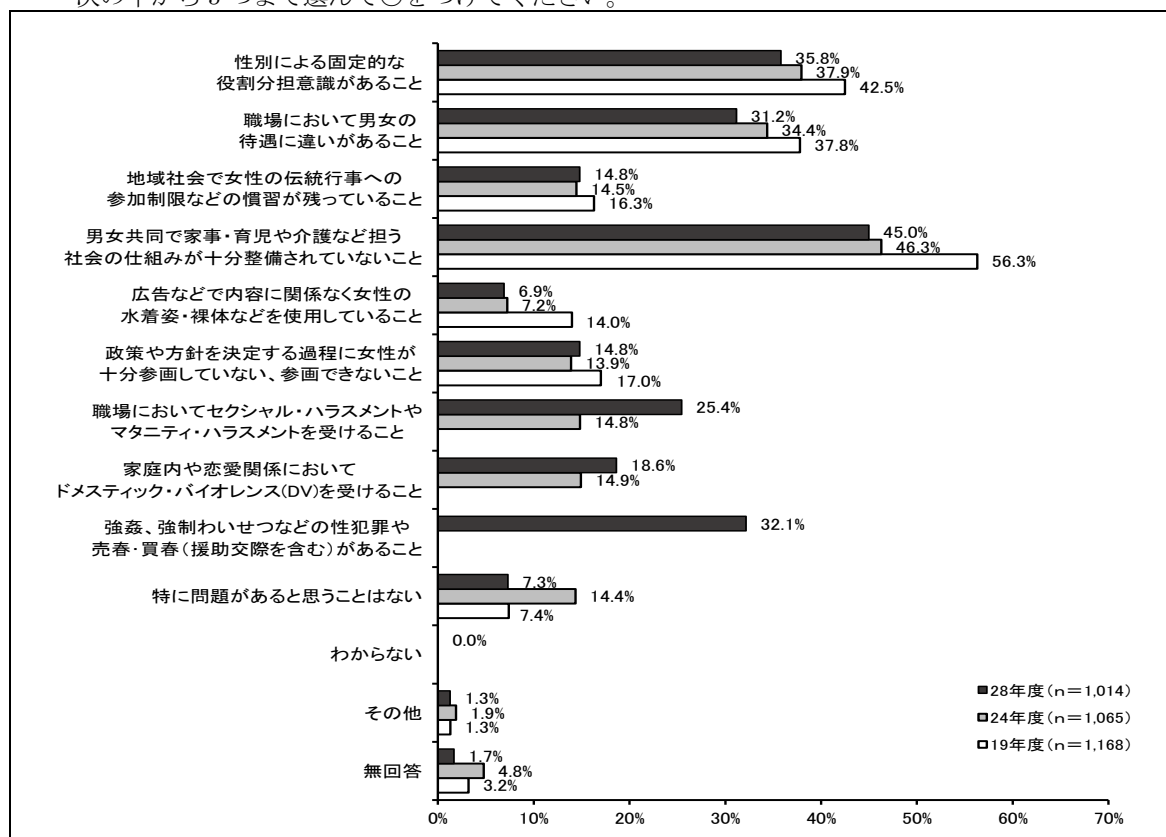
学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通して、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。

具体的には、安易に性別で区別したり、「男のくせに」「女のくせに」といった偏見や男女格差を生み出したりすることがないように努め、子どもたち一人ひとりがその能力を充分発揮し、お互いを認め合い、共に生きることが出来る男女平等の考え方がいきわたった教育環境の整備に努めます。

また、各教科（道徳を含む）・特別活動・総合的な学習の時間などでの取り組みを充実させ、男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実や、職業体験やインターンシップ\*の活動の提供などにより、望ましい勤労観・職業観を育むことに努めます。

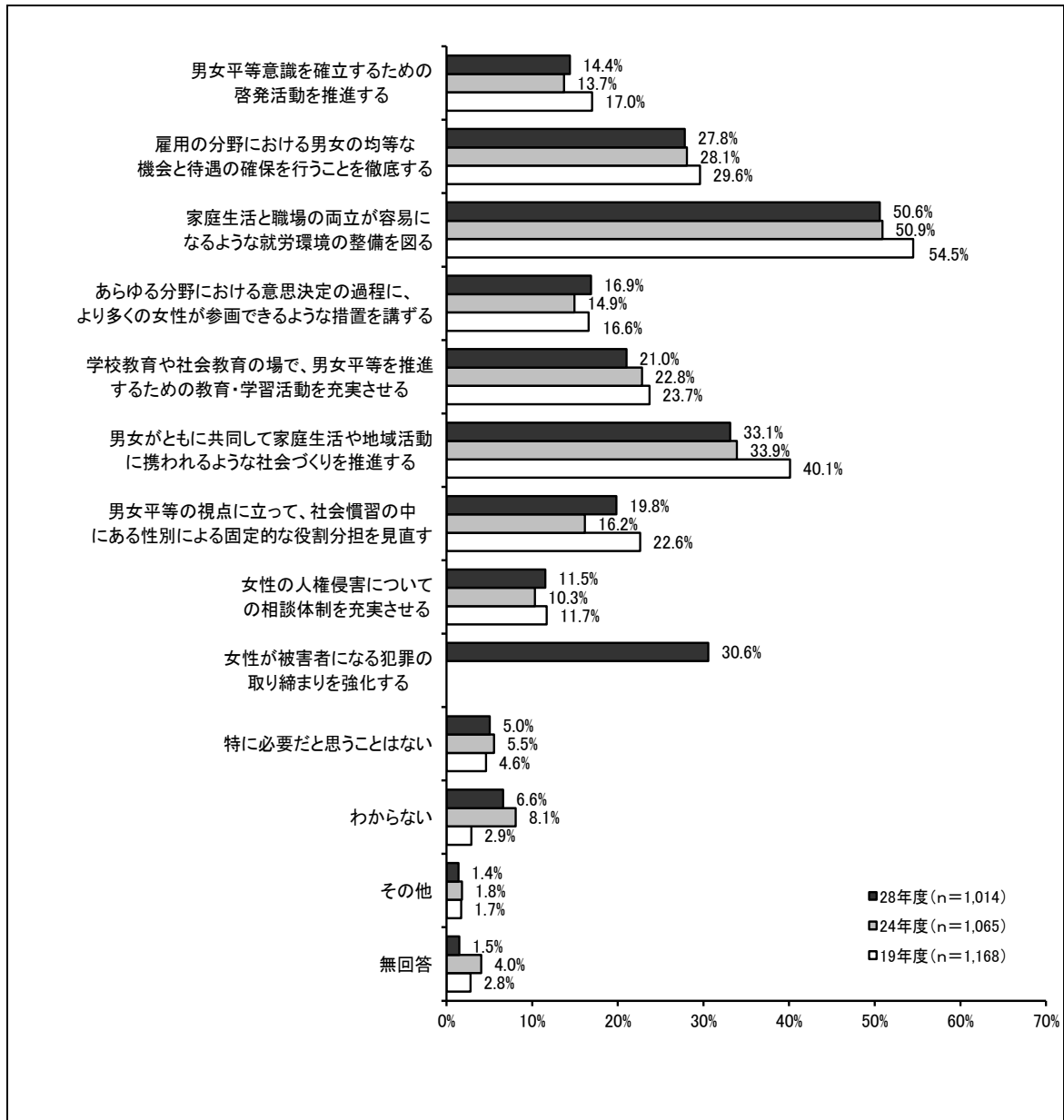
#### ■ 女性の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■ 女性の人権を尊重していくために必要なこと

Q 女性の人権を尊重していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。  
次の中から3つまで選んで○をつけてください。



## 2 子ども

### (1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春等子どもの犯罪被害、氾濫する違法・有害情報に起因した青少年の犯罪被害、インターネットを介した誹謗・中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

こうした背景から、2009年（平成21年）4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「子どもの人権問題」への関心は35.3%と最も高くなっており、多くの人は、「いじめ」や「家庭での虐待」などに問題があるととらえています。

このような中、子どもに関する相談については児童相談所が対応することとされてきましたが、2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、2005年（平成17年）4月1日から市町村が児童家庭相談に応じることが法律で明確化されました。

そして2006年度（平成18年度）までに県内全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、各市町村における児童虐待相談への対応を行っています。

また、2008年（平成20年）に、児童福祉施設に入所している児童等に対する養育者（施設職員等）による加害行為から児童を守るため、児童福祉法において、「被措置児童等虐待の防止等」について規定されました。

2016年（平成28年）には、さらに「児童福祉法」が改正されたことにより、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のより一層の強化を図るために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確にされました。

このような状況の中、2016年度（平成28年度）中に県内の子ども相談センター\*が対応した児童虐待の相談対応件数は、1,004件と過去最高となった2015年度（平成27年度）の1,018件とほぼ横ばいの状況となりました。

県民の関心の高まりや関係機関の連携の向上などにより、比較的軽微な段階で早めに認知又は相談、通告がされるようになったことから近年相談対応件数が増加してきております。

児童虐待相談対応件数が増加する中で、子ども相談センターに児童福祉司及び児童心理司を適正に配置し、研修などによりその資質の向上を図るなど、多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

全国的には児童が虐待死するなど重篤な事件が後を絶たない中、社会全体でこの問題に対して取り組む意識が必要であり、地域全体で子どもや保護者を見



守り、支え、虐待が疑われる場合には関係機関に通報することが求められています。

県では、2007年（平成19年）3月に施行した「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」や2015年（平成27年）3月に改定した「第3次岐阜県少子化対策基本計画」、2016年（平成28年）に改定した「第3次岐阜県青少年健全育成計画～ぎふ子ども・若者プラン～」等に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進しています。

今後はさらに、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、共に支え合いながら、安心して健やかに暮らしていける岐阜県を目指し、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業、労働者、市町村、県が連携しながらそれぞれの立場で取り組んでいきます。

また、社会生活を営む上で困難を有する青少年に対し、一人一人の困難な状況に応じた適切な支援を実施するため、各機関が連携した総合的・継続的な支援体制を強化する必要があります。

## (2) 施策の方向

子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、県民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などと連携を図りながら施策を推進します。

### 1) 子どもの人権を尊重する啓発活動

県民一人ひとりに子どもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、児童福祉週間を中心にあらゆる機会を通して、関係機関や団体の協力を得ながら児童の権利に関する条約<sup>\*</sup>、宣言等の趣旨を周知徹底するなど、子どもの人権尊重を目指した啓発活動を推進します。

### 2) 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、保育所や認定こども園においては、人権を大切に育てるという観点から、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基本として、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育を実施します。

また、人権を大切に育てる保育を一層推進するため、保育所職員に対する研修を充実します。

### 3) 児童虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、2005年（平成17年）4月1日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。

そのため、県内の全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、要保護児童についての相談を、より身近な市町村で行える体制が整いました。この相談体制が円滑に機能できるよう、個別ケースへの対応方法や関係機

関との連携のあり方等について、積極的に支援します。

また、子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤルにより通報や相談を的確に受け付けるとともに、子ども相談センターに児童福祉司を適正に配置するなど、年々多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実します。

#### 4) 児童虐待等の被害者(児)への支援

子どもに虐待を加えた保護者及び子どもに対して、家族の再統合を目指すプログラムを実施することにより、子どもが健全に育つことのできる生活環境を確保します。

また、児童養護施設入所児童に対しては、夏休みの一定期間及び週末や学校等の休業期間を利用して、温かい家庭生活が体験できる一般家庭での里親体験事業を行います。

さらに、「身元保証人確保対策事業」等により、施設等退所者が社会的に自立した生活を営むことができるよう引き続き支援します。

#### 5) たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもをはぐくむには、家庭、地域社会、学校、行政等、子どもにかかわる様々な主体が互いに連携しながら、良好な社会環境づくりを進めていく必要があります。

「岐阜県青少年健全育成条例」では、大人による青少年の健全な育成を阻害する行為に係る規制等について定めていますが、規制対象店舗等への立入調査や、違反者に対する取締りにより条例遵守の徹底を図ります。

さらに、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）や、子ども・若者育成支援強調月間（毎年11月）を通じ、青少年が健全に育つことのできる社会環境づくりへ向けた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係業界に対する働きかけを行うなど、青少年の健全育成に対する気運の醸成を図ります。

また、県が設置している青少年相談機関「青少年SOSセンター\*」では、365日、24時間体制で青少年やその保護者からの悩みごと相談を受け付けていますが、相談員の資質向上、市町村や関係機関との連携強化に努め、相談機能の更なる充実を図ります。

#### 6) 学校等におけるいじめ、体罰など暴力行為防止に向けた対応の強化

いじめは、すべての児童・生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。

すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、次の事に取り組みます。

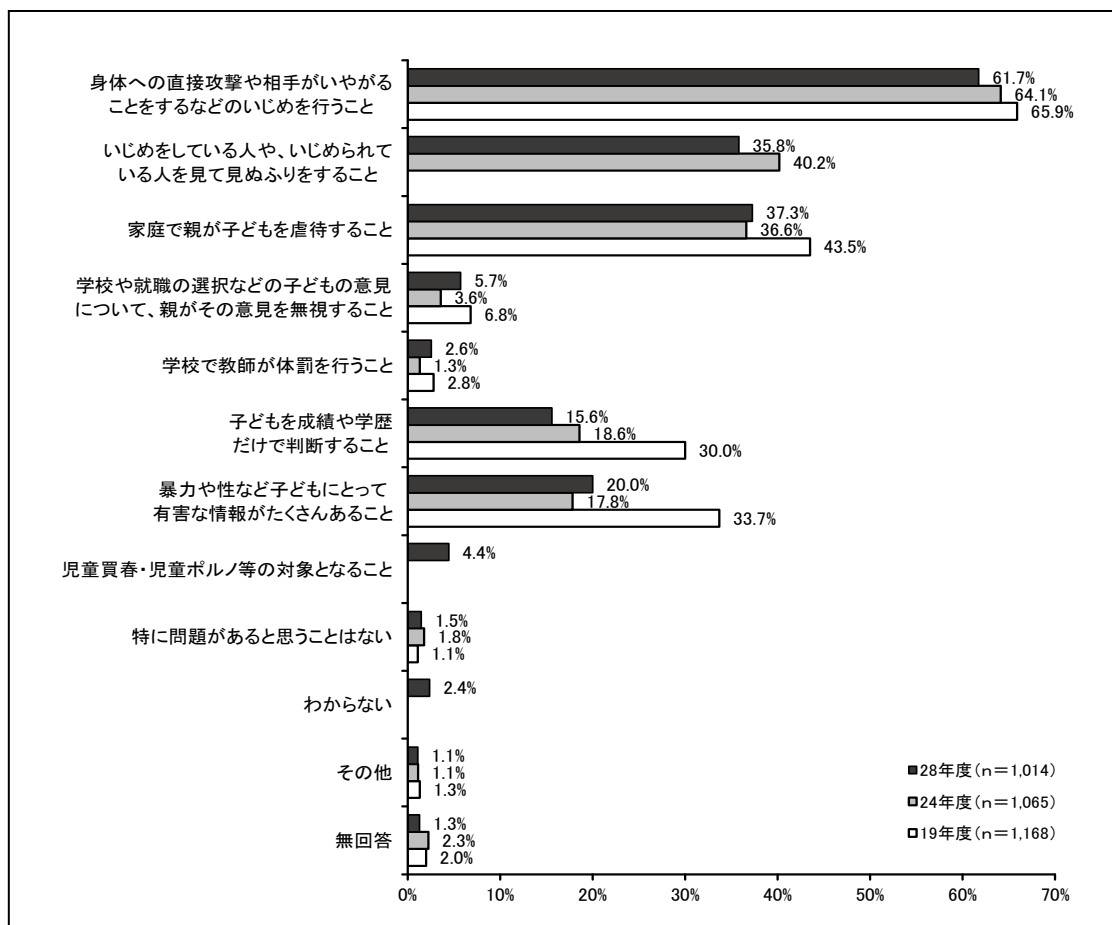
- ・ 複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、いじめの防止等にかかわる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携した体制の整備を図る。
- ・ 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、すべ

での教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進することにより未然防止を図る。

- いじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取り組みの充実を図る。
- スクールカウンセラー\*等の配置、専門家の派遣等により早期発見、早期対応を図る。
- 暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童・生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。
- いじめや体罰により生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、事実関係を明確にするための調査を行い、必要に応じて再調査を行い、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

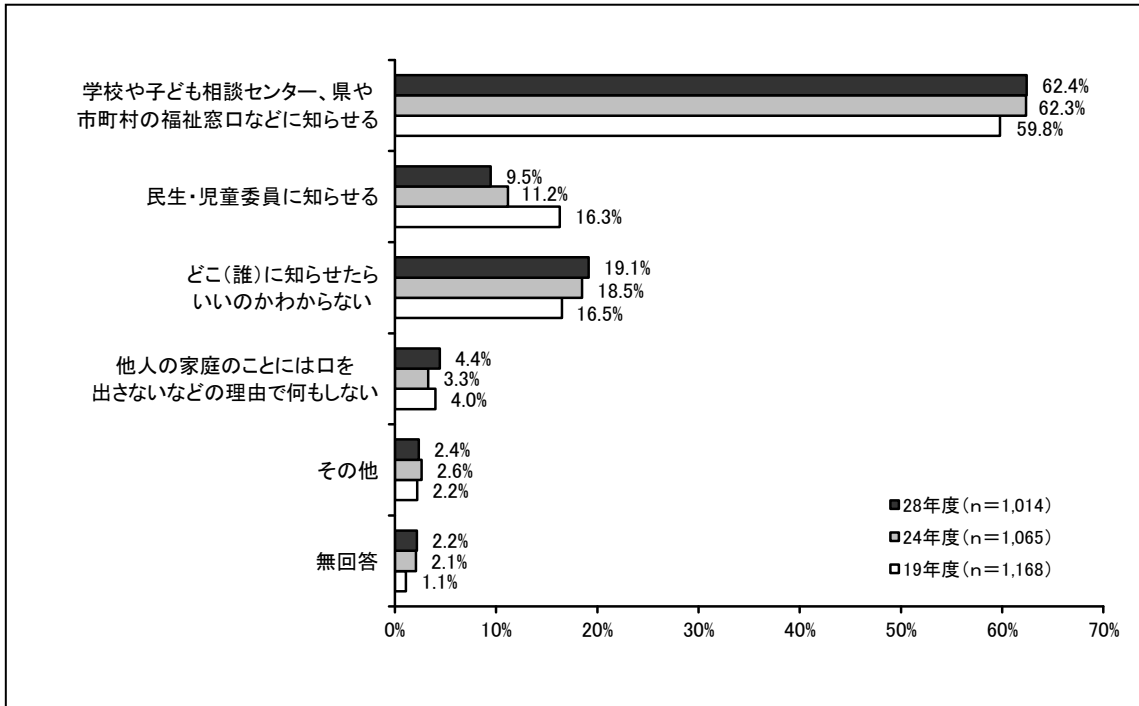
■ 子どもの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



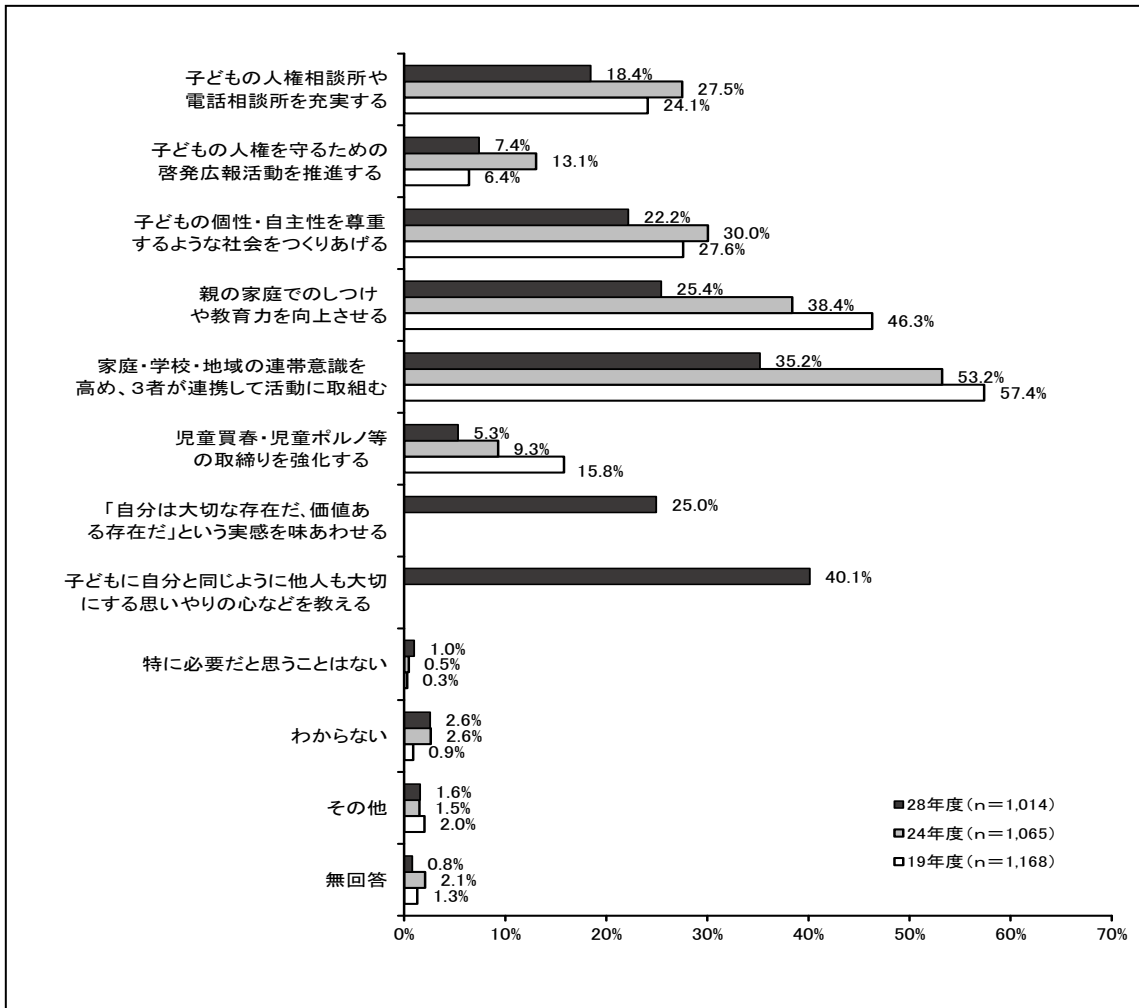
■ 児童虐待を発見したときの対応

Q あなたが児童虐待を発見したらどうされますか。  
次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 子どもの人権を尊重するために必要なこと

Q 子どもの人権を尊重するためには、どのようなことが必要だと思いますか。  
次の中から2つまで選んで○をつけてください。



### 3 高齢者

#### (1) 現状と課題

本県の人口は、2005年(平成17年)ころから減少を続けていますが、「団塊の世代」の高齢化とともに、県全体の高齢化も急速に進んでいます。県の65歳以上人口は、平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)によると567,571人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、28.1%と全国平均(26.6%)を上回っています。

今後、さらに高齢化が進み、2021年(平成33年)に65歳以上人口のピーク、2028年(平成40年)には75歳以上人口のピークを迎えると予測されています。

高齢者のみの世帯が今後増加し、2025年(平成37年)には全世帯に占める割合が約25%に達するとともに、一人暮らし高齢者は、その後も増加し続けると見込まれています。

また、健康な高齢者も増加しているため、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大など、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

こうした状況の下、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム※」の構築に向けた取り組みを進めることが重要とされています。

一方、介護現場を支える介護人材の不足といった課題も継続しています。

高齢者の人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通してその擁護に努めてきましたが、近年、人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、身体の拘束、財産管理や遺産相続に絡んだトラブルや特殊詐欺による被害が増加するなどの新たな課題が生じています。

2006年(平成18年)4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者の尊厳の確保やプライバシーの保護を図るための施策が求められています。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「高齢者の人権問題」への関心度は24.7%と高く、「経済的に自立が困難なこと」、「働ける機会が少ないこと」や「悪徳商法の被害が多いこと」などの問題があるととらえています。

#### (2) 施策の方向

地域で医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援がお互いに連携し、一体的に提供される環境「地域包括ケアシステム」を基本理念とした「岐阜県高齢者安心計画」に基づく各種施策を推進していくことにより高齢者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

また、画一的な高齢者像にとらわれることなく、一人ひとりの健康や暮らしを考え、施策の展開を図ります。

#### 1) 高齢者の人権を尊重する啓発活動

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するには、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、啓発を行っていきます。

学校では、高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設けるなどして、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくむとともに、様々な生きた知識や人間としての生き方などを学ぶことを大切にしています。

#### 2) 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

高齢者虐待については、市町村において防止に取り組んでおり、高齢者虐待防止法などに基づき、虐待から守り、尊厳を保持しながら安定した生活ができるよう支援する体制構築等の更なる推進を図ります。

高齢者虐待を防止するためには、早期に高齢者やその養護者の発するSOSを把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や市町村等の関係機関との連携協力を図っていきます。

#### 3) 高齢者の社会参加の促進

意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働くことができるよう、65歳までの雇用機会の確保や多様な雇用・就業機会の確保に向けた普及・啓発など高齢者の就労促進に取り組みます。

また、高齢者が、これまでに培った経験や知識・技能などを生かしながら、地域社会の重要な構成員として、仕事やボランティア活動、生涯学習やスポーツなど、様々な分野で活躍できるよう、シルバー人材センターなどへの支援や、高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援などにより、就業機会の拡充と生きがいの充実を図り、社会参加を促進します。

#### 4) 福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン※（万人向け設計）」の考え方を導入し、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通して安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための相談窓口の周知や啓発などを行っていきます。

#### 5) 成年後見制度※の適切な運用

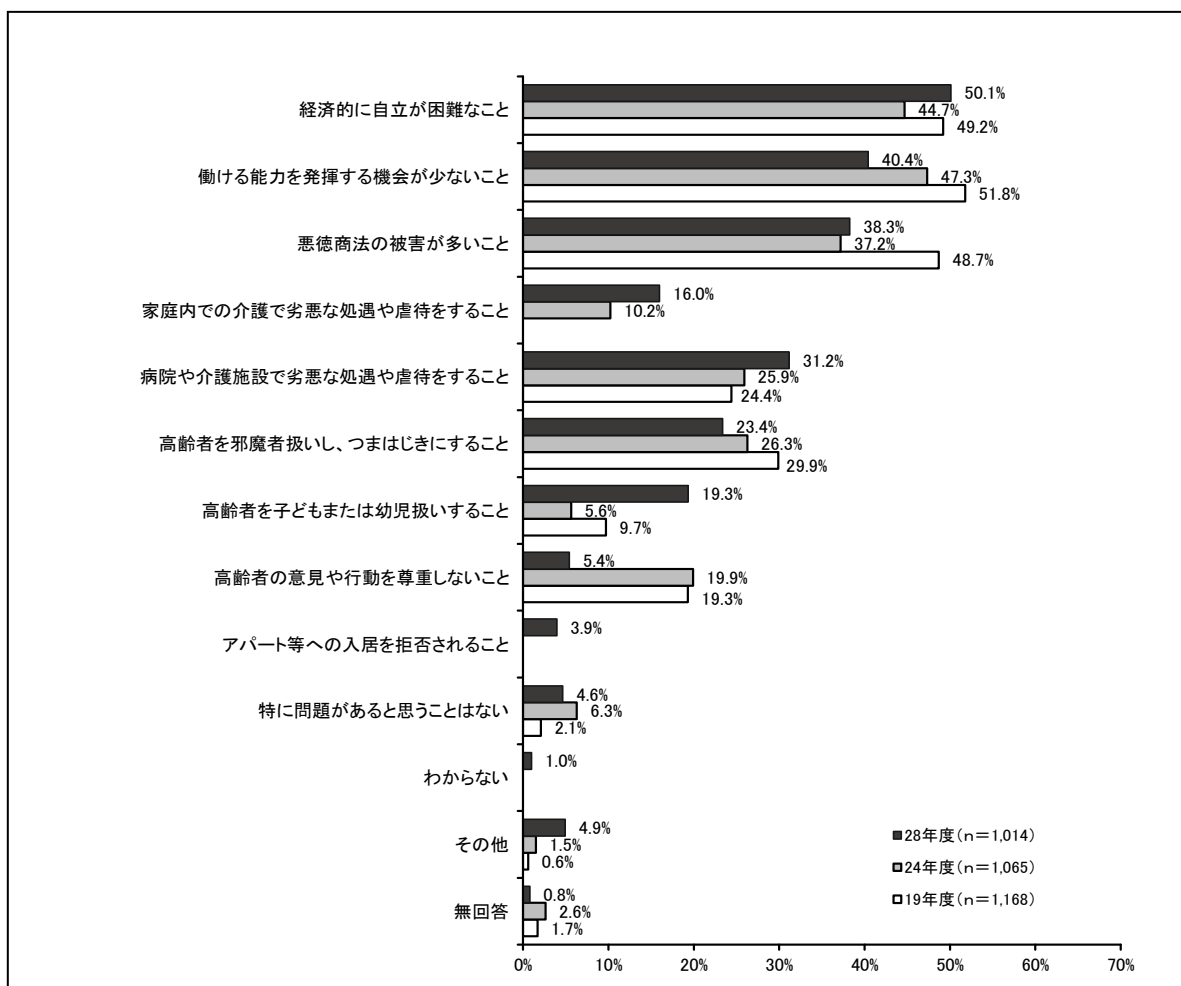
認知症高齢者など判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、高齢者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

一人暮らしの高齢者等で判断能力が低下している人に対し、成年後見制度や

日常生活自立支援事業\*などにより、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援します。

■ 高齢者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



## 4 障がい者

### (1) 現状と課題

障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実していく必要があります。

障害者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」や、2013年(平成25年)4月に施行された「障害者総合支援法」及び障害者就労施設等の受注の機会を確保するために施行された「障害者優先調達推進法」により、福祉的就労から一般就労への移行による障がい者の自立推進への期待がさらに高まっており、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。

障がい者の様々な社会活動への参加を促すとともに、多様な就労形態を創出するなど、障がい者がひとりの人間として尊重される社会を作っていく必要があります。

重度の障がいのある人や高齢の障がい者など一般の就労が困難なケースについても、障がいの状態や適性に応じて、福祉的就労や生活介護など日中活動の場を確保していくことが必要です。

2012年(平成24年)10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、養護者、障害者福祉施設従事者及び使用者による障がい者に対する虐待の予防と早期発見、早期対応が求められています。県では、障がい者虐待に関する通報又相談等の対応窓口となる「岐阜県障害者権利擁護センター\*」を設置し対応しております。

障がいのある児童・生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取り組みを一層推進する必要があります。

国においては、2014年(平成26年)に、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約\*」を締結しました。

同条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として「障害者差別解消法」が2016年(平成28年)4月に施行され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められています。

県でも法施行に併せて、共生社会を実現するために、県の責務、県民、事業者、障がい者関係団体の役割を明記するとともに、具体的な「共生社会実現施策」を規定した「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を2016年(平成28年)4月に施行しました。



同時に、障がい者を理由とする差別に関する相談対応、障害者差別解消法の普及・啓発等を行うため、「岐阜県障がい者差別解消支援センター\*」を設置し、専門相談員を配置して県民、市町村、身体・知的障害者相談員、各種相談機関等からの相談に応じ必要な助言及び出前講座等を実施しています。

また、県民、障がい者関係団体等からなる「障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり県民会議」を設置し、共生社会実現のための施策の検討・推進を行っています。

なお、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「障がい者の人権問題」への関心度は 33.8%と高く、「障がい者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けていること」、「就労の機会が少ないこと」や「障がい者を理由とした差別的な取扱いや配慮のない対応」などの問題があるととらえています。

## (2) 施策の方向

障害者権利条約の締結及び障がい者に関する各種国内法の整備などの障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展をめざしていきます。

障がい者施策を総合的に推進していくために策定した第2期「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき各種施策を推進していくことにより、障がい者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

今後とも障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせるように、障害福祉サービスの質・量の充実のほか、心のバリアの解消や障がい者の社会参加のための施策を推進します。

### 1) 障がい者の人権を尊重する啓発活動

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を理由とする差別の解消の推進及び県民の障がい者に対する理解の促進に努めます。

そのために、「県民大会」、「障がい者ふれあい福祉フェア」、「こころの健康フェスティバル」等の各種イベントの開催、シンポジウムや研修などの普及・啓発事業、相談機関の周知などを関係機関と連携して行います。

### 2) 障がい者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

障がい者虐待については、引き続き、障害者権利擁護センター、市町村、岐阜労働局その他関係機関と連携して障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応に努めていきます。

虐待通報への第一義的な対応窓口である市町村の対応力の向上を図るため、県社会福祉士会、県弁護士会等と連携して、市町村の求めに応じ、社会福祉士、弁護士等からなる支援チームを派遣します。

### 3) 障がい者の社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。また、公共施設はもとより民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないよう、事業者や県民の補助犬に対する正しい理解を普及・啓発します。

就労を希望する障がい者が、その適性や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所を確保するとともに、圏域ごとの障害者自立支援推進会議を活用し、関係機関・団体が連携して障がい者の雇用・就労を支援します。

障がい者の雇用に関する社会全体の理解と認識が高まるよう、「障害者雇用支援月間」を中心とした、事業主に対する障がい者雇用の啓発活動などを行います。

また、企業の障がい者雇用に向けた意識を涵養するため「岐阜県障がい者雇用企業支援センター※」を設置し、雇用に向けた働きかけを行うとともに、合同面接会の開催による就労機会の拡大、企業において障がい者の職場定着を行うジョブコーチの要請などを行い、障がい者の職業的自立の促進に努めます。

さらに、福祉施策と特別支援学校の就労支援をサポートする「働きたい！応援団ぎふ」登録制度などの教育施策との有機的な連携を図ります。

地域で暮らす障がい者の生活全般について、障がいの特性に応じて支援できるよう人材養成など県内の障害者相談支援事業の充実を図るとともに、市町村の地域自立支援協議会の運営を支援し、地域における障がい者の相談支援体制（ネットワーク）の整備・充実を推進します。

また、自閉症をはじめとする発達障がい児（者）等の対応については、発達障害者支援センター※において、専門的な相談支援を行います。

### 4) 福祉のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン※（万人向け設計）」の考え方を導入し、障がい者をはじめすべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、地域で暮らすことを希望する障がい者の居住の場として、グループホームやケアホーム等が円滑に整備されるよう、地域住民の障がい者に対する正しい理解を普及・啓発します。

### 5) 成年後見制度※の適切な運用

判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、障がい者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

判断能力が不十分な障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業※の利用により、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう案内に努めます。

## 6) 特別支援教育の充実

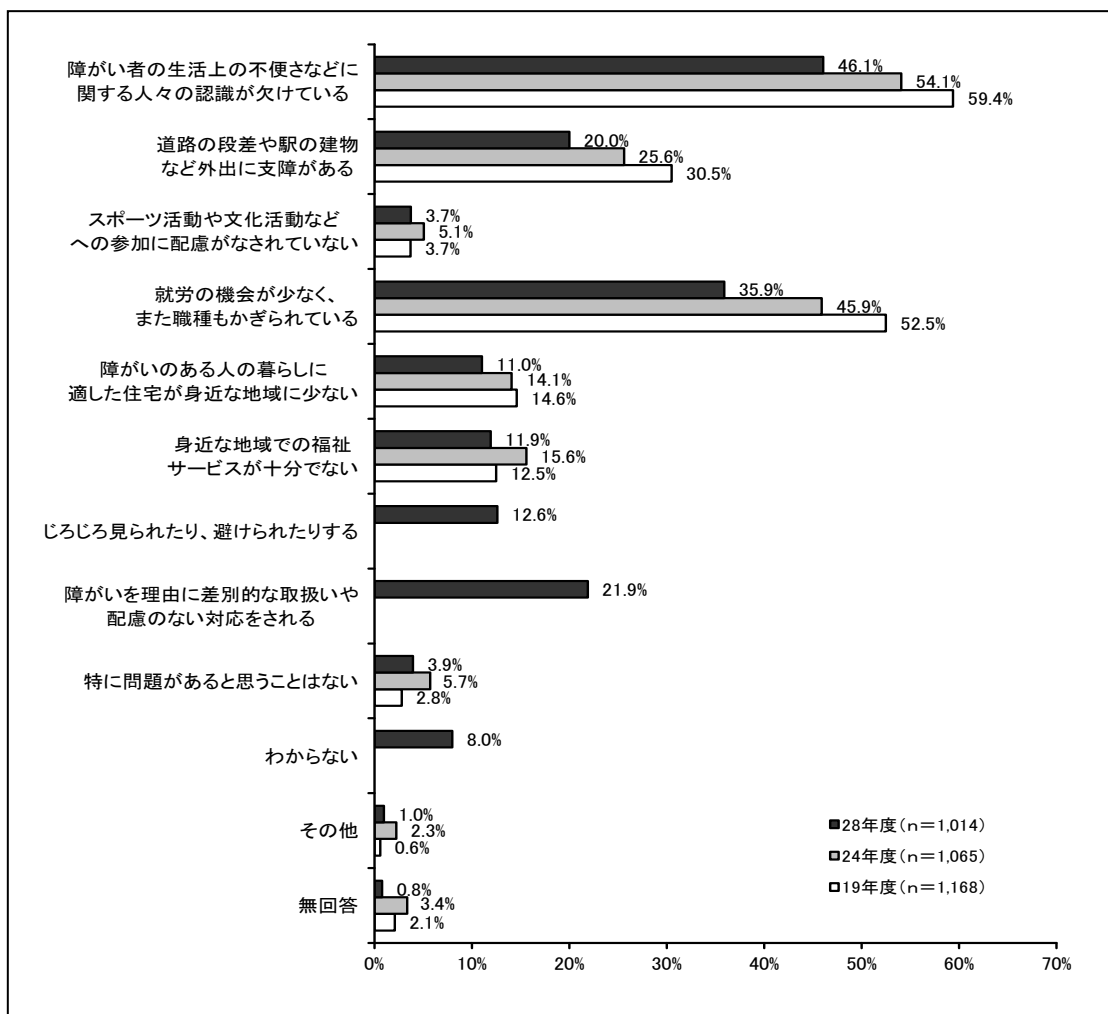
インクルーシブ教育\*システムの構築に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。

そのための基盤となる、新たな「学びの場」の整備に取り組みます。

また、特別支援学校と地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等との交流及び共同学習や地域住民との交流の場を確保し、障がい者に対する理解を促進するほか、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校において福祉協力校の指定を行い、福祉施設での体験学習やボランティア活動を通して、子どものうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めます。

### ■障がい者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 障がい者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



## 5 同和問題（部落差別）

### (1) 現状と課題

#### 1) 国の動向

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

1965年（昭和40年）に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。

この答申を踏まえ、同和対策の早期解決に向けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後も2度にわたって施行されてきた立法措置や法改正により、33年間、生活環境の改善や啓発活動等の諸施策が国・県・関係市町村が一体となって実施されてきました。

この取り組みにより生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備は急速に進展し、実態的な差別解消に向けた取り組みとして、大きな成果をあげることができました。

1996年（平成8年）に出された国の地域改善対策協議会の意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とされ、国は2002年（平成14年）3月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効した後も、人権啓発活動年間強調事項の一つとして、同和問題に引き続き取り組んできました。

そして、2016年（平成28年）には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

#### 2) 県の取り組み

県においては、同和対策審議会答申を指針として、1962年（昭和37年）に設置した岐阜県地方改善促進審議会等の意見を受け、総合的に同和対策を推進してきました。

特に、1969年（昭和44年）の審議会答申を受け、翌年に「岐阜県同和対策事業長期基本計画」を策定してからは、より積極的な同和問題解決のための取り組みを進めてきました。その結果、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善はほぼ終了しました。

2002年（平成14年）3月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効しました。

その前年12月に岐阜県地方改善促進審議会から、「岐阜県における今後の

同和行政のあり方について」の答申がなされ、「施策の策定にあたっては、同和問題の解決に真に資するものであるかどうかを基準にして、残された課題を解決していく」ことや、「同和問題を人権教育・啓発の一環として位置づける」ことなどが提言され、この答申に沿った取り組みを積極的に進めてきました。

こうした取り組みの成果から、県内では近年問題事例の報告や相談は減りつつあります。しかしながら、「人権に関する県民意識調査」の結果に見られるように、結婚における偏見・差別など、心理的な差別が依然として残っているのが現状です。

また、近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布や、企業における不適正な採用選考、個人情報不正取得といった問題も起きています。

こうしたことから、新しく制定された法律の基本理念を踏まえ、引き続き、この答申に沿い、生活環境の改善等のための一般施策の活用による取り組みを進めるとともに、県民一人ひとりが同和問題に対して正しい理解と認識を深め、同和問題解決への主体的な取り組みを促進することが必要です。

## (2) 施策の方向

### 1) 教育・啓発の推進

同和問題を人権教育・人権啓発の一環と捉え、人権問題が「人間の問題」として、県民一人ひとりの心に「響き合い、重なり合う」ような人権教育・人権啓発を推進します。

同和問題に対する正しい理解と認識が、県民の心に十分に行き届くよう、県民に寄り添い、わかりやすい言葉で語りかける研修会や講演会の開催、各種広報などを通して教育・啓発に取り組みます。

学校では、県内公立幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校が取り組む「ひびきあい活動<sup>\*</sup>」などを通して行動力の育成を一層充実することで、人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高めます。

また、教職員の人権尊重の理念についての認識が十分に深まるよう、具体的な事例を通じた研修の実施や、指導資料の作成に努めます。

### 2) えせ同和行為<sup>\*</sup>の根絶

同和問題を口実に、高額な図書購入や公共事業に介入するなど不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっています。県内でも、発生件数は減少傾向にあるものの、2014年（平成26年）と2017年（平成29年）に発生事例が報告されています。

えせ同和行為について、情報の提供や相談体制の強化により、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、被害を未然に防ぐよう関係機関等との連携に努めます。

### 3) 隣保館※活動等の促進

県では、隣保館のある地域とその周辺地域において、隣保館とともに啓発活動や相談活動、教養文化、交流活動を通して、地域住民の社会的、経済的、文化的向上と人権問題の解決に向け、取り組んできました。

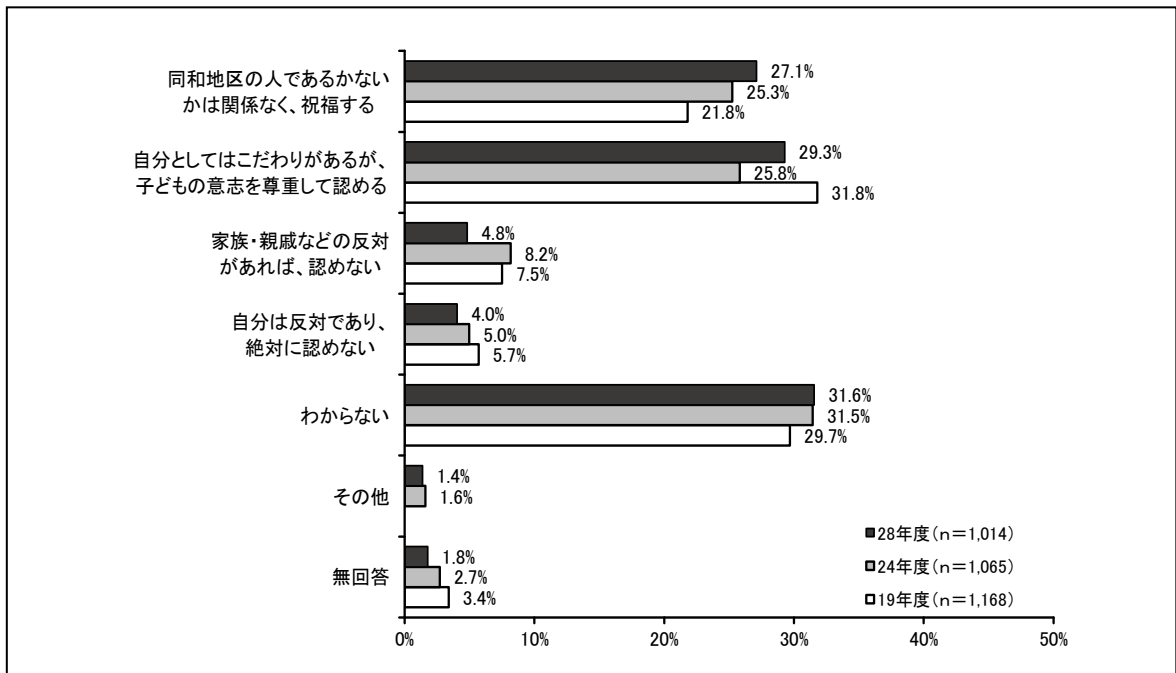
今後も、隣保館が地域における福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、地域の人たちが交流を深められる事業の実施など、多様な機能が発揮できるよう支援をします。

### 4) 公正な採用選考について

企業における人材の採用選考にあたっては、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採用・不採用を決める公正な採用選考システムの確立が望まれます。

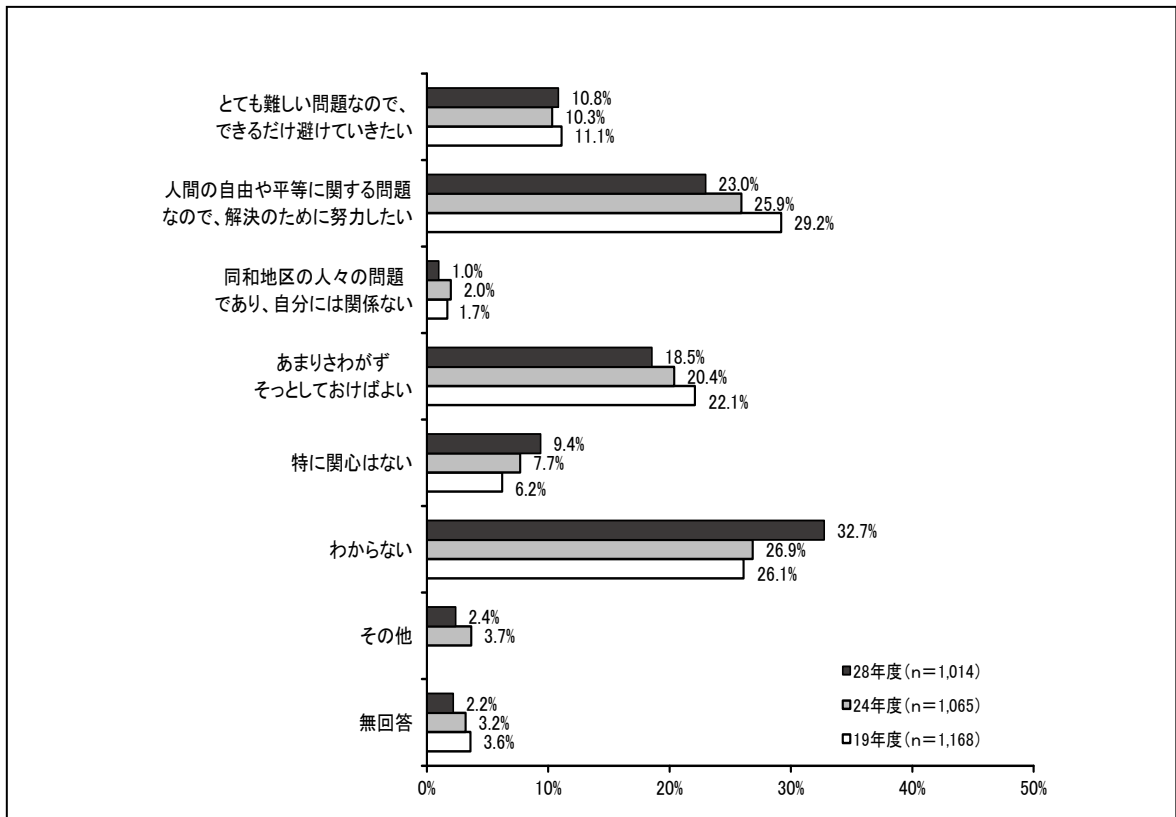
県では、企業における人事担当者等を対象に研修会などを開催し、差別や偏見のない公正な採用や選考、人事管理などについて啓発を推進します。

- 自分の子どもが同和地区出身の人と結婚すると知ったときの対応  
 Q あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください）、同和地区出身の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。  
 あなたの気持ちにいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 同和問題についての考え

Q 同和問題について、あなたはどうか考えますか。  
あなたの考え方にいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



## 6 外国人

### (1) 現状と課題

県内の在住外国人数は、リーマンショックの影響などにより、2008年（平成20年）をピークに減少を続けてきましたが、2015年（平成27年度）に再び増加に転じました。

国籍構成では、ピーク時に比べ、中国、ブラジルが減少している一方で、フィリピンをはじめとする東南アジア諸国が増加傾向にあります。

この他、永住化の進行、外国人児童・生徒の増加、関東・東北豪雨（平成27年9月）や熊本地震における外国人の被災、外国人雇用ニーズの高まりなど、外国人を取り巻く状況も変化しています。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、44.1%の人が「言葉や生活習慣が違うため地域社会で受け入れられにくい」、34.4%の人が「外国人についての理解や認識が十分でない」ととらえています。

### (2) 施策の方向

新たに岐阜県に定住する外国人の存在や、外国人を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き国際交流や多文化共生に取り組み、外国人の人権を守る社会づくりを進めます。

2017年（平成29年）3月に改定した「岐阜県多文化共生推進基本方針」に基づき、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、「県民がお互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指します。

また、2016年（平成28年）6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動は許されないことを、人権教育と人権啓発などを通して県民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動や外国人排斥思想の解消を目指します。

#### 1) 外国人の人権を尊重する啓発活動

国籍や民族、皮膚の色の違いなどにより、社会からの排除や犯罪が増えるなどの誤解や偏見がなくなるよう、国際交流や多文化共生に取り組む団体等と連携して人権尊重の啓発を行います。

#### 2) 多文化共生の推進

多文化共生社会の実現に向け、次の3つの方向性で施策を展開します。

- ①誰もが活躍できる環境づくり（子どもの教育環境の充実や地域社会で活躍できる環境づくりの推進）
- ②安全・安心に暮らせる環境づくり（外国人防災対策の強化、医療体制の充実、情報提供の充実など）



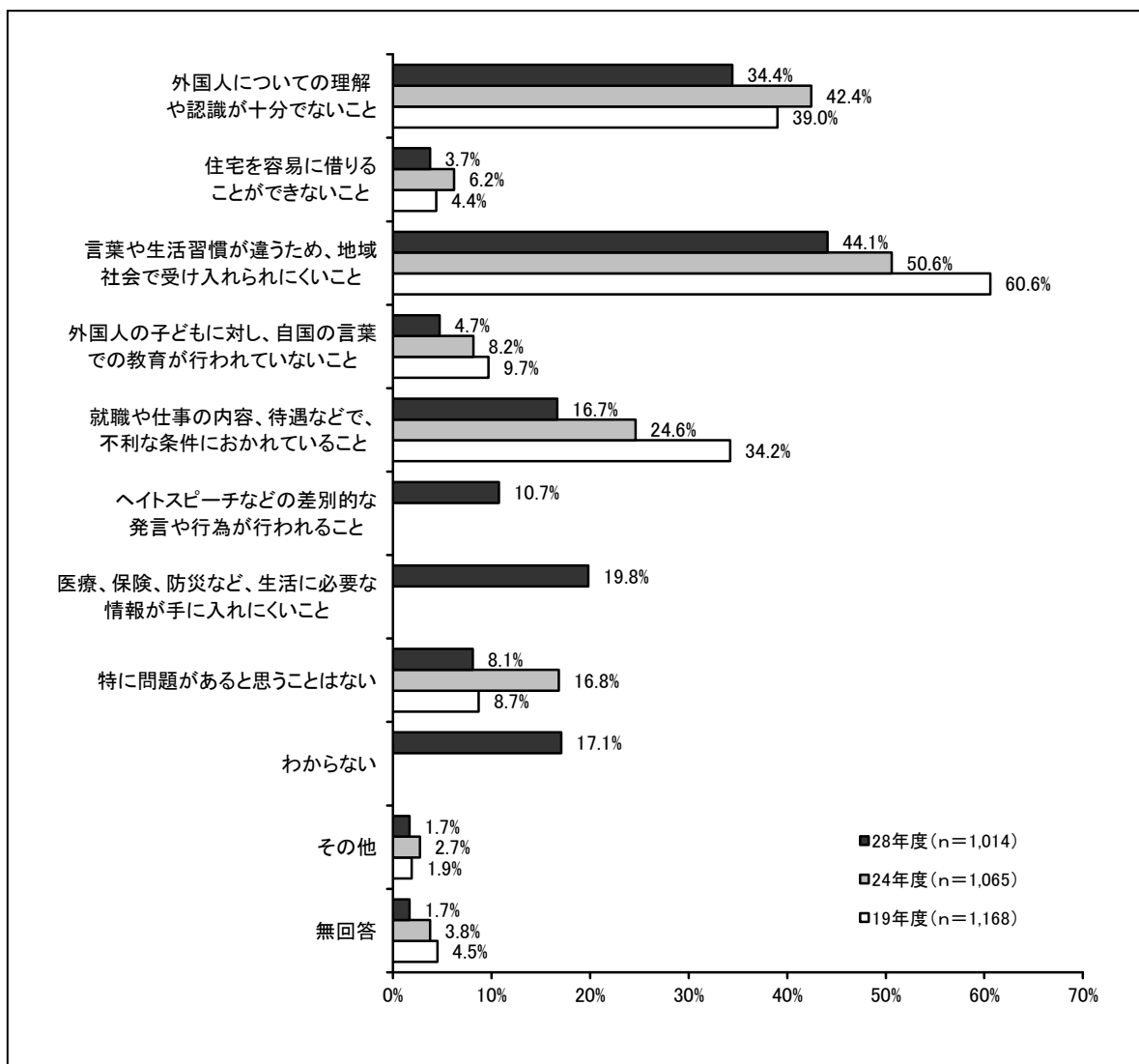
③多文化共生の地域づくり（意識醸成や、外国人県民等の意見を踏まえた施策の展開）

3) ヘイトスピーチ※を許さない取り組みの推進

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが、街頭やインターネット上で行われるようになってきています。これを放置すると、外国人への偏見や差別意識が増長するおそれがあるので、ヘイトスピーチが行われないよう取り組みます。

■ 外国人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



## 7 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は、今や県民の間に広く定着している状況です。

また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス<sup>※</sup>)や動画共有サイト等のソーシャルメディア<sup>※</sup>の利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の簡易さや情報が瞬時にかつ広範に伝わることなど、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

さらに、インターネットを利用したセクハラやパワハラ<sup>※</sup>等のハラスメント<sup>※</sup>、外国人、障がい者や同和問題に関する差別的な書き込み等、大きな問題になっています。

2002年(平成14年)5月に施行された「プロバイダ<sup>※</sup>責任制限法<sup>※</sup>」において、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、発信者の情報の開示を請求する権利を与えることが規定されました。

その後、「プロバイダ責任制限法」に基づく各種のガイドラインが公表されるとともに、2009年(平成21年)8月に総務省が「違法・有害情報相談センター<sup>※</sup>」を設置し、法律や各種ガイドライン等の相談を受け付けています。

今後も、関係省庁や通信事業者等と連携し、この法的措置の適切な対応が求められます。

県民に対しては、一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「インターネットによる人権侵害」への関心は高く、34.1%となっており、「他人を誹謗・中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」や「個人情報などが流出していること」などの情報モラルの問題や、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が、将来にわたって掲載され続けること」について問題があるととらえています。

一方、企業等による個人情報の流出も続いています。顧客や従業員の個人情報が流出すると、個人の名誉や信用、プライバシーを侵害するおそれがあります。

また、企業のウェブページ、ソーシャルメディア、社内ネットワークの利用時に、他者のプライバシーの侵害、名誉や信用の損傷、差別や偏見の助長をしない配慮が必要です。

## (2) 施策の方向

県では、インターネットによる人権侵害を防止するため、県民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解できるよう、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて関係機関と連携しながら啓発に努めます。

### 1) インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

### 2) インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

インターネット上には、差別的表現等の流布に加え、子どもを性的対象とした児童ポルノや出会い系サイト、コミュニティサイトなど性犯罪などにつながる情報が掲載されています。

このため、岐阜地方法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、こういった情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発するなど、適切な対応に取り組みます。

### 3) 安全・安心なインターネット利用の促進

個人、行政、企業等を問わずインターネットの利用にあたっては、他の人の人権への配慮に心がけること、情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること、個人情報を保護すること等について啓発していきます。

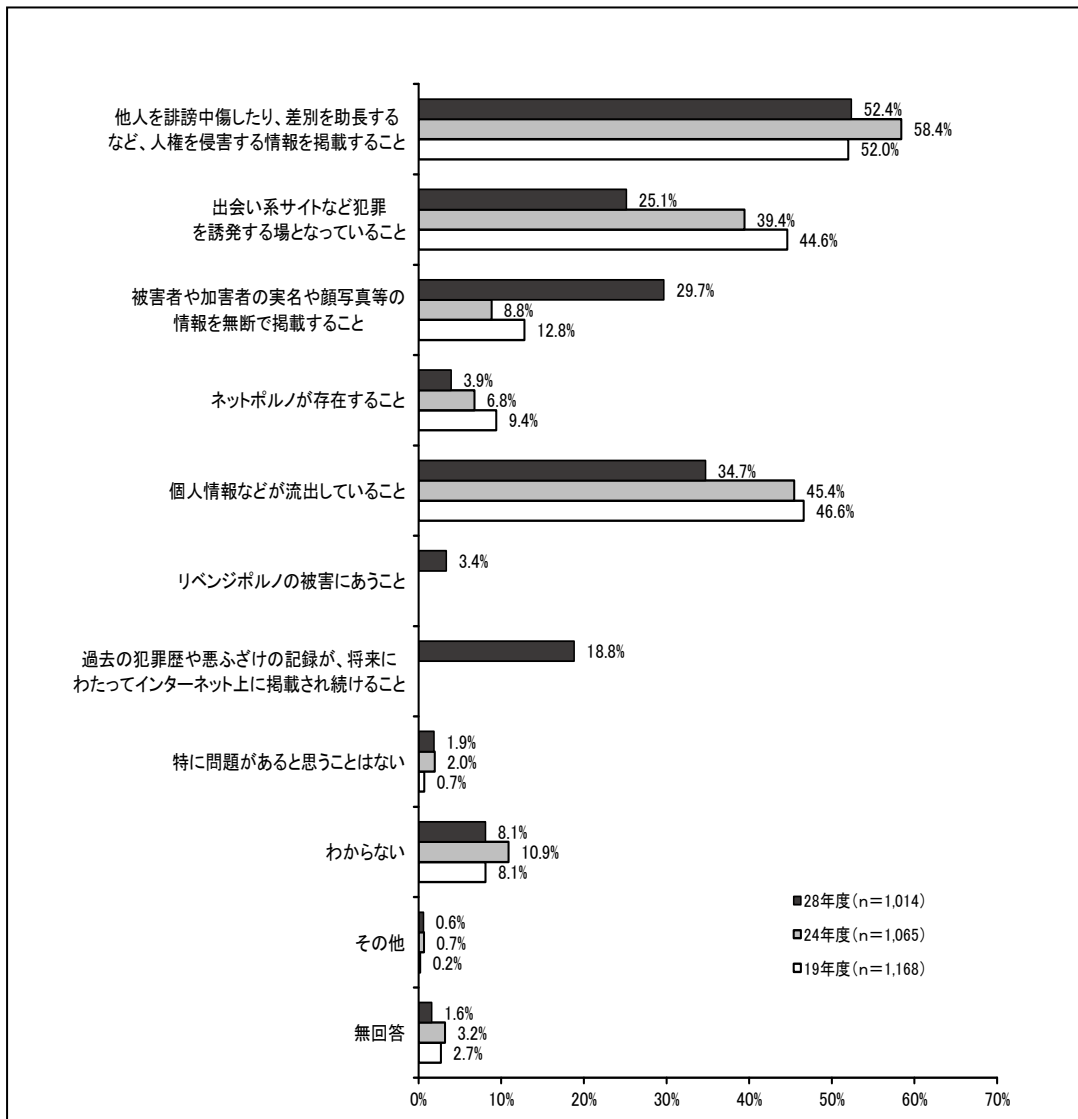
特に児童・生徒をはじめとする青少年及びその家族に対しては、インターネットや携帯電話、スマートフォンに関する望ましい使い方が理解できるよう教育の充実を図ります。

こうした教育・啓発については、教育委員会、警察、通信事業者等と連携しながら取り組みます。

また、青少年のインターネットのトラブルに対応するために、青少年向けの相談窓口の設置やインターネット利用に関する啓発を実施します。

■ インターネットによる人権侵害で、特に問題があると思うこと

Q インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



## 8 感染症患者

### (1) 現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあります。

その中でも性感染症、特にH I V感染症については、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要であり、検査による早期発見と治療によってエイズ\*\*発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めるための、正しい知識の普及が必要です。

また、ハンセン病\*に関しては、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止され、2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要です。

### (2) 施策の方向

#### 1) 感染症患者全般

感染症発生時又は疑い事例の発生時には、科学的知見に基づかない消毒等の措置が行われたり、患者の解雇等の雇用問題や風評被害による経済的損失、個人情報に関する不適切な事例等が発生しないよう、患者や関係者等の人権に配慮された施策が行われるよう啓発に努めます。

また、感染症のまん延防止のために法に基づいて必要な措置を行う場合でも、可能な限り個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づくことを原則とするなど、適切な手続きが行われるように努めます。

#### 2) H I V感染者\*\*・エイズなど性感染症患者

学校教育においては、発達段階に応じた性感染症教育を通して正しい知識を身につけることにより偏見や差別をなくすとともに、H I V感染の予防の徹底を図ります。

保健所、医療機関等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であることから、所要の研修を実施します。

H I V感染者・エイズ・その他の性感染症患者に対する偏見や差別を撤廃し、予防を徹底するため、「世界エイズデー」（12月1日）に合わせてキャンペーンを実施するとともに、リーフレット等を配布し、正しい知識の普及・啓発を行います。

また、母子保健事業や学校教育現場等と連携した幅広い機会を通じ、エイズなど性感染症の正しい知識の普及を図ります。

H I V感染の特性から、相談・検査等保健医療サービスが利用者への説明と本人の同意に基づき提供されることが重要であることから、希望者が容易に相談・検査の機会が得られるように体制の整備を図ります。

### 3) ハンセン病患者等

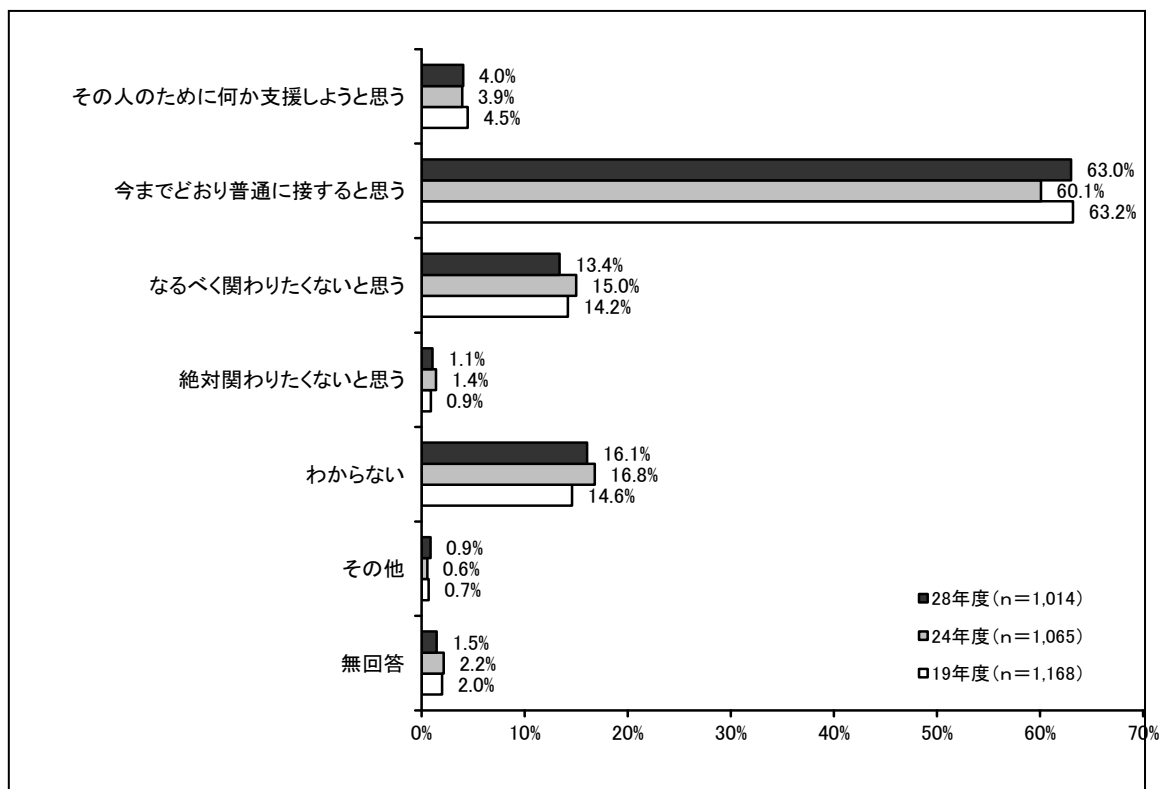
ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者等への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。また、療養所での生活を余儀なくされている患者等の人々に対して、故郷との絆の復旧と福祉の向上に努めます。

ハンセン病を正しく理解するための講演会や高校生のための副読本等の教育・啓発資料の配布等を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

ハンセン病患者等の高齢化に伴い、故郷への想いが一層強くなっている入所者に対して、一人ひとりの要望に基づいて、故郷との交流、里帰りや施設訪問等をきめ細かく積極的に進めます。

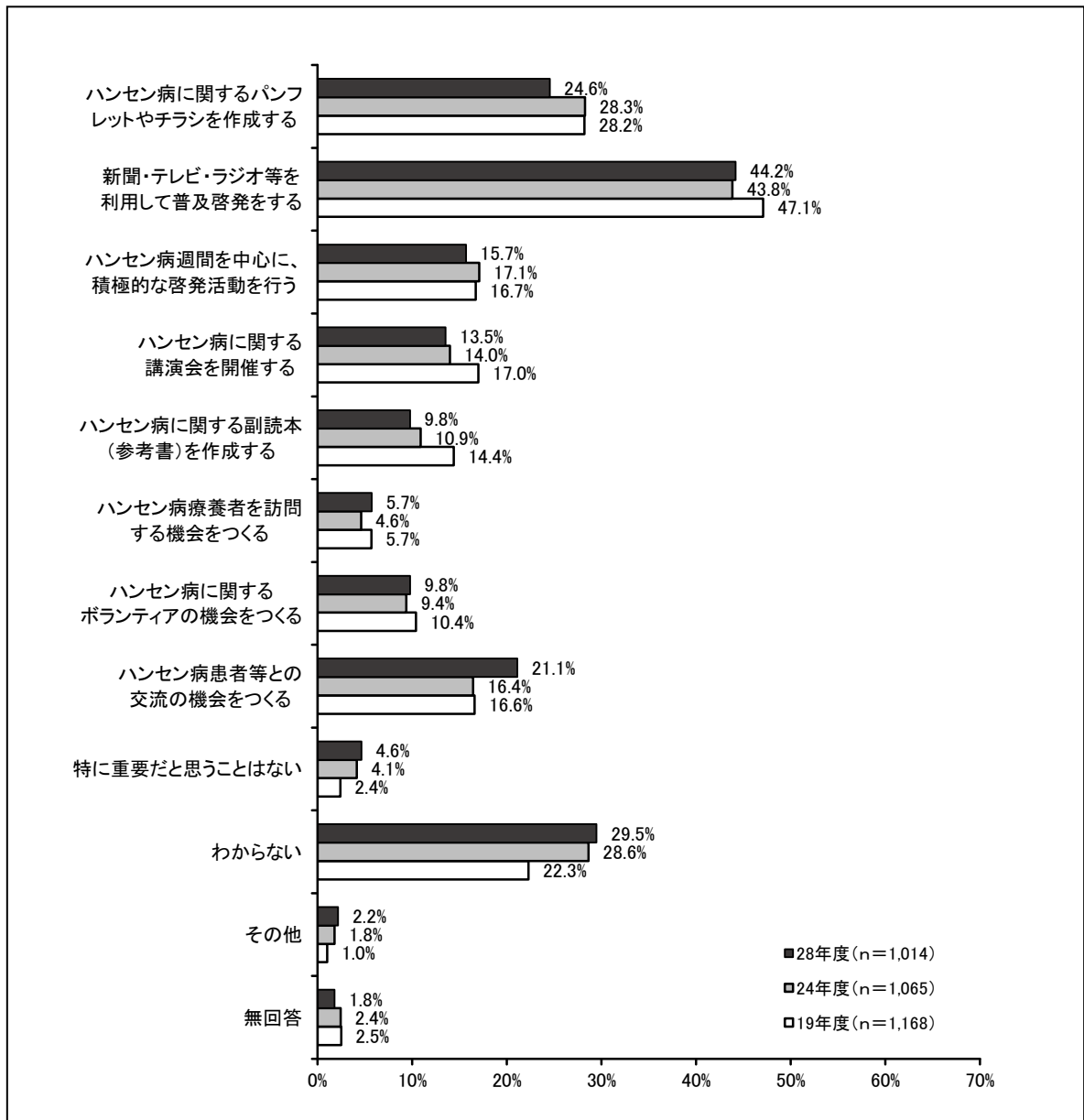
#### ■ 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方

Q あなたの職場や地域に感染症患者等がいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なこと

Q ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のためには、どうしたらよいとお考えですか。重要だと思うものを3つまで選んで○をつけてください。



## 9 刑を終えて出所した人

### (1) 現状と課題

刑を終えた人、保護観察\*中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職や居住に関する差別をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあり、地域社会の理解と協力が必要です。

また、罪を犯した人が、円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す再犯者の割合が増えてきています。安全で安心して暮らせる社会にしていくうえで再犯を防ぐことが課題になっています。

そのため、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が、2016年（平成28年）12月に施行されました。

県では、「岐阜県地域生活定着支援センター\*」を2010年（平成22年）に設置し、高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者等の社会復帰の支援を推進していますが、支援に当たり関係機関との連携が必要となっています。

### (2) 施策の方向

刑を終えた人、保護観察中の人たちが地域社会の一員として明るい生活を営むためには、本人の意欲はもとより、行政機関の働きかけだけではなく、地域社会の理解と協力による支援が重要となります。

偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、関係機関・団体との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動\*」等の啓発活動を推進します。

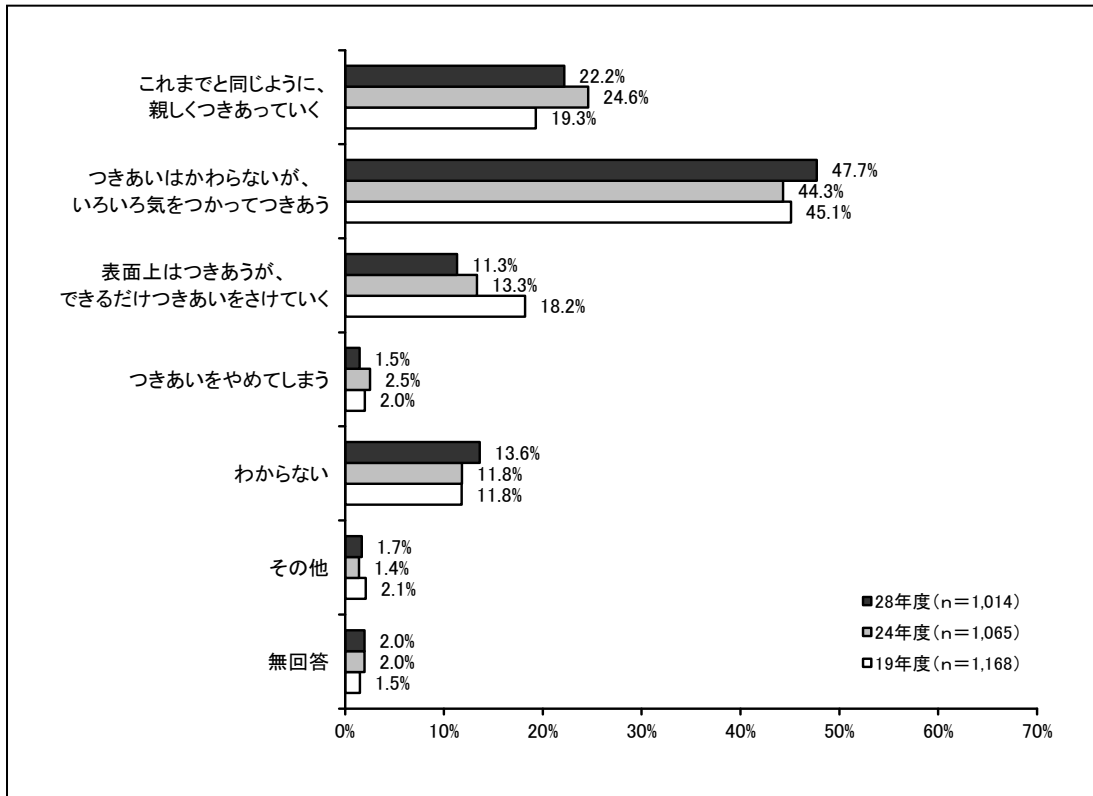
罪を犯した人が円滑に社会に復帰することができるよう、国、地方公共団体及び民間団体その他の関係者と連携し、再犯の防止に向けた施策を推進します。

なお、「岐阜県地域生活定着支援センター」では、高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等の各関係機関と連携して、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、こうした人々を受け入れる地域社会づくりに取り組めます。



■ 日頃親しくしている人が、刑を終えて出所した人だとわかったときの対応

Q 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人であるとわかったとき、あなたはどうしますか。あなたのお気持ちにいちばん近いものを1つだけ選んで○をつけてください。



## 10 犯罪被害者等

### (1) 現状と課題

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「犯罪被害者等基本法」を2004年（平成16年）に制定しました。

また、2005年（平成17年）には、犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ、計画期間を5年とする「犯罪被害者等基本計画」を、2011年（平成23年）には「第2次犯罪被害者等基本計画」をそれぞれ策定し、犯罪被害者給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設、刑事手続きへの被害者参加制度の導入等、犯罪被害者等施策を着実に進めてきました。

しかしながら、犯罪被害者等の抱える問題がすべて解決したわけではないことや、2015年（平成27年）に「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」も取りまとめられたことから、引き続き犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会を目指し、2016年（平成28年）に「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。その重点課題は次のとおりです。

- ・ 損害回復・経済的支援等への取り組み
- ・ 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み
- ・ 刑事手続きへの関与拡充への取り組み
- ・ 支援等のための体制整備への取り組み
- ・ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み

このような状況を踏まえ、各種の施策に取り組んでいくことが必要です。

### (2) 施策の方向

犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利や利益の保護を図っていくために、次の4つの視点から、国、市町村、関係団体等と連携・協力して取り組みを進めます。

- ・ 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ・ 個々の事情に応じて適切に行われること
- ・ 途切れることなく行われること
- ・ 県民の総意を形成しながら展開されること

#### 1) 広報啓発活動

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

## 2) 相談体制の整備・充実

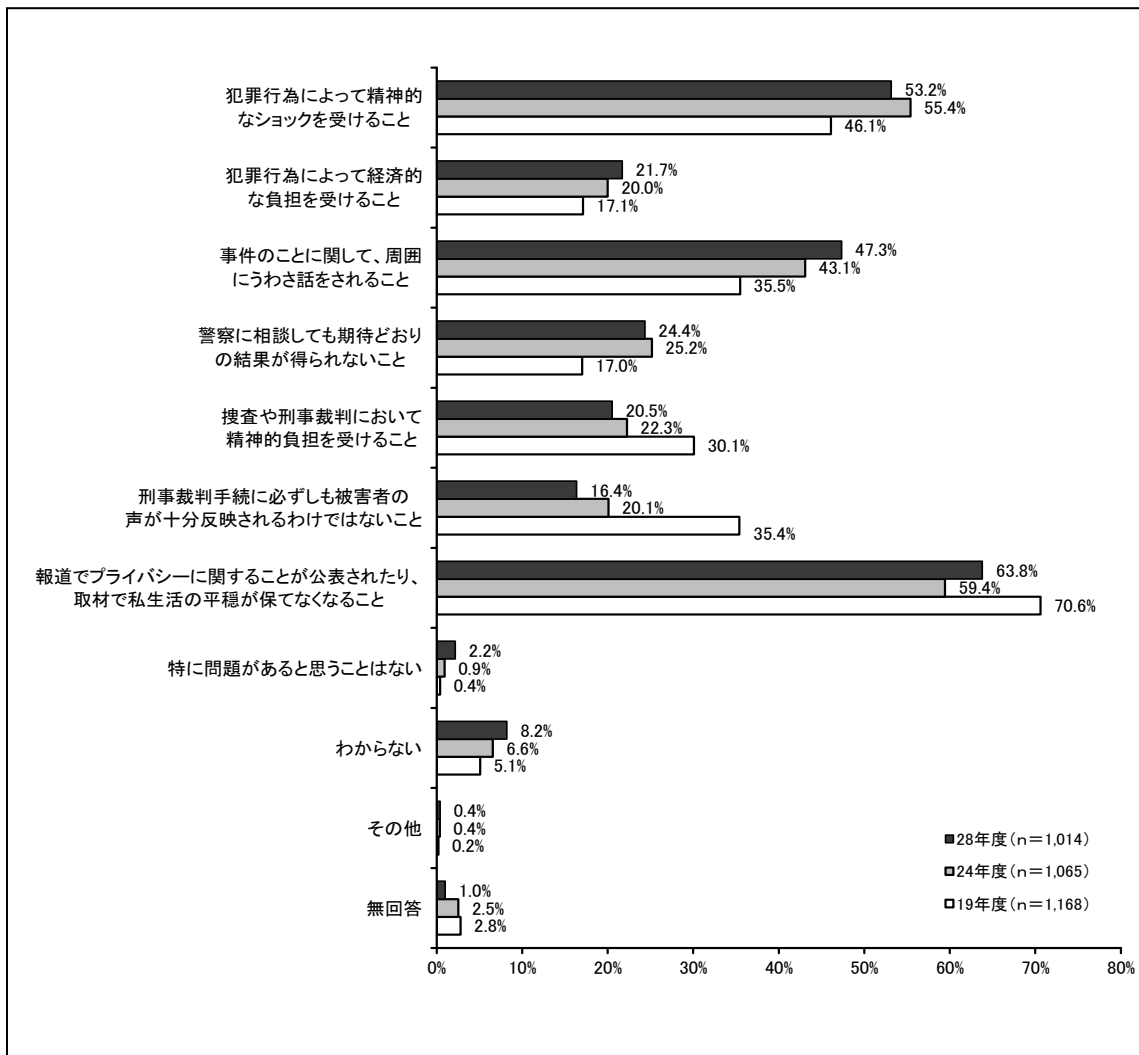
犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター※」や「ぎふ性暴力被害者支援センター※」において、犯罪被害者等が直面している問題について、必要な情報の提供及び助言を行ったり、犯罪被害者等の援助に精通している人を紹介したりする等の相談に応じてきたが、さらなる体制の向上・充実を図るとともに、相談機関の周知を図ります。

## 3) 精神的・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止するよう取り組みます。

また、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるように、給付金の支給、居住の安定等について、関係機関と連携・協力しながら支援を進めます。

- 犯罪被害者とその家族の人権問題で、特に問題があると思うこと  
 Q 犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



## 11 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

### (1) 現状と課題

同性愛等の性的指向\*の人や生物学的な性と自己意識の性(からだの性とこころの性)が一致しない人(以後「性的少数者」という。)は、それらを理由として、偏見・差別や性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題に苦しんでいます。

性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、例えば、同性愛者にとっての法制度上の様々な制約や地域社会での差別待遇があるなど、これまでは異性愛が自然だとされてきたため、普通と思われず、社会生活の様々な面で、人権に関する問題が発生しています。

からだの性と心の性が一致しない性自認\*の異なる人であって、性別適合手術を受けたなど一定の条件を満たす場合には、2004年(平成16年)に施行された「性同一性障害者\*の性別の取扱いの特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となっています。

しかしながら、医学的な理由など様々な理由で手術が受けられない人や、手術を求めない人も存在し、戸籍上の性別の変更の有無にかかわらず対応が求められています。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「世間から誤解又は偏見の目で見られること」や「嫌がらせを受けたり蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」などに問題があるにとらえています。

このため性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

### (2) 施策の方向

世の中には「男性」と「女性」が存在し、それ以外の性はないということや、異性愛が当たり前という、心の中にある偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、県では、性的少数者について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に努めます。

#### 1) 正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発

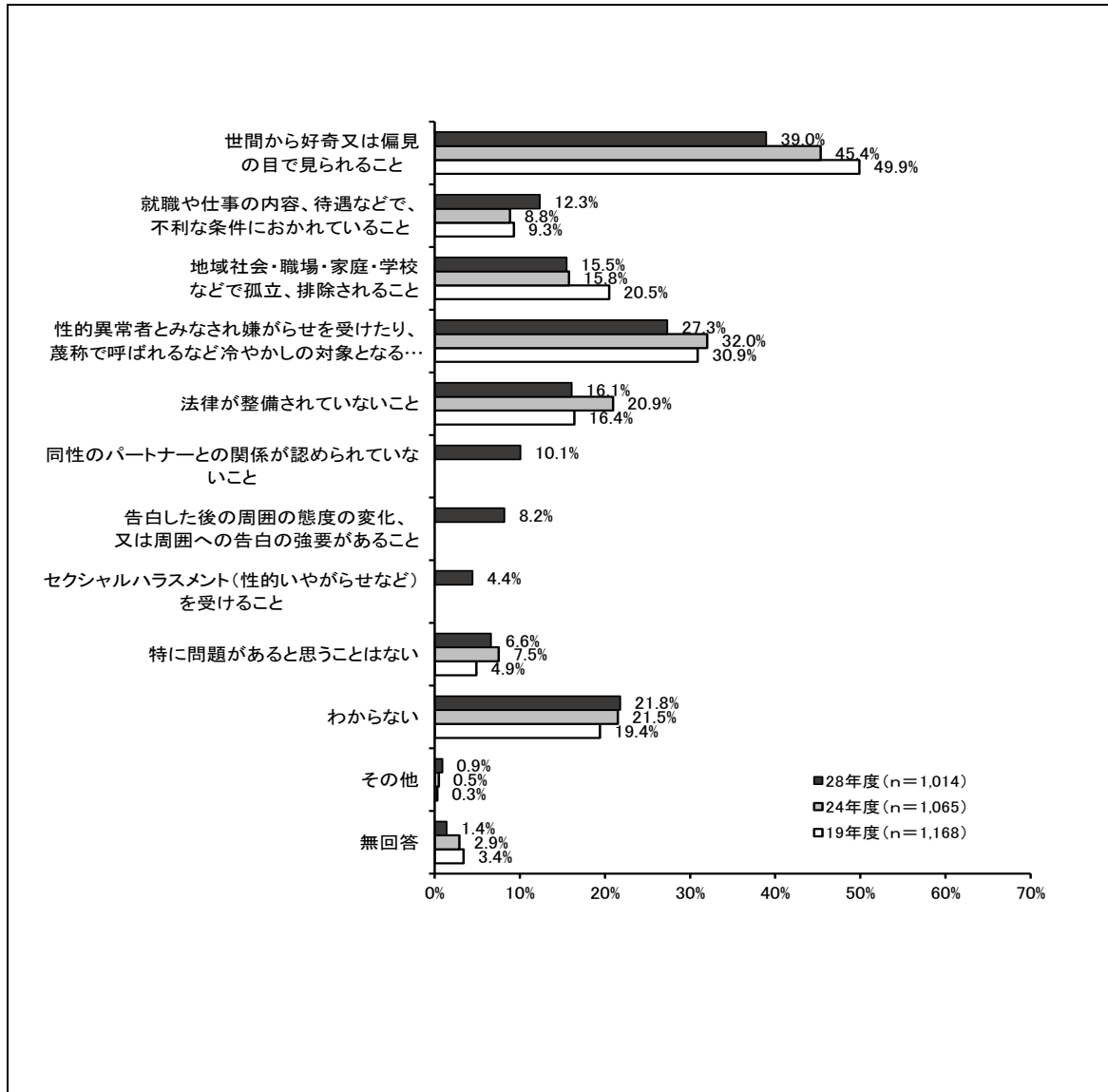
性的少数者であることを表明されている当事者の方や民間団体等と連携し、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布を行い、広く県民へ啓発を行います。

また、文部科学省の作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の手引きを活用して、教職員が正しく理解し、適切に対応できるような研修を行います。

## 2) 偏見・差別の解消を目指した広報・啓発

性的少数者に対する差別や偏見の具体的な事例、必要となる具体的な配慮の実例等を調査し、これらを広報することで、偏見・差別の解消に向けた啓発を行います。

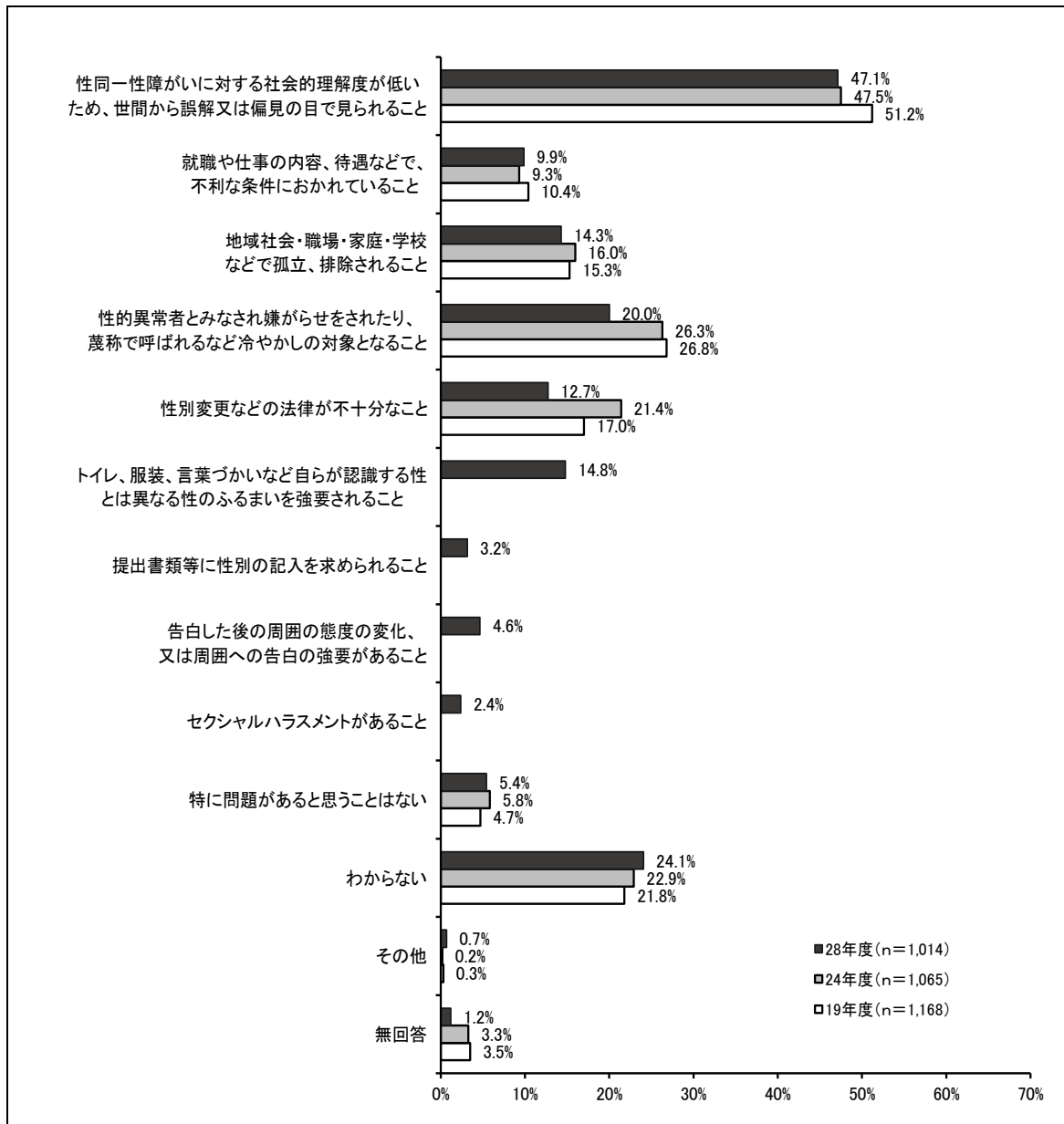
- 性的指向の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと
- Q 性的指向の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



注：「性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人」を「性的指向の異なる人」として調査

■ 性同一性障がい\*等の性自認の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



注：「性自認を理由とする偏見・差別を受ける人」を「性同一性障がい等の性自認が異なる人」として調査

## 12 災害に伴う人権問題

### (1) 現状と課題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対して、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生しました。

また、2016年（平成28年）4月14日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要支援者への配慮が必要なことが改めて認識されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、多くの県民が「避難生活でプライバシーが守られないこと」（67.1%）、「要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して配慮が不十分」（51.3%）及び「避難生活の長期化による嫌がらせやいさかい」（47.7%）の問題が起きるととらえています。

災害時に、被災者特に要支援者の人権をいかに確保していくか、平常時から考えておくことが重要になります

### (2) 施策の方向

#### 1) 災害時における要支援者の視点を踏まえた災害被災者の人権を尊重する啓発活動

県では、熊本地震の教訓を基に、2017年（平成29年）3月に「岐阜県避難所運営ガイドライン」を改訂し、避難所生活等における高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等への配慮を踏まえた対応及び避難所運営への女性の積極的な参画等を位置付け、災害時における人権確保の取り組みを進めています。

なお、高齢者や障がい者など災害時に特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）をあらかじめ確認しておき災害発生の際に、近隣住民が支援し速やかに避難できるよう市町村が行う避難支援体制づくりの支援を行っています。

避難行動要支援者として把握していない者であっても、家族が勤務で不在などの際には、地域で支援を行っていくよう働きかけます。

#### 2) 東日本大震災被災者に対するいじめの未然防止・早期発見

個別面談、保護者への連絡等により、当該児童・生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか等について早期に把握に努めます。

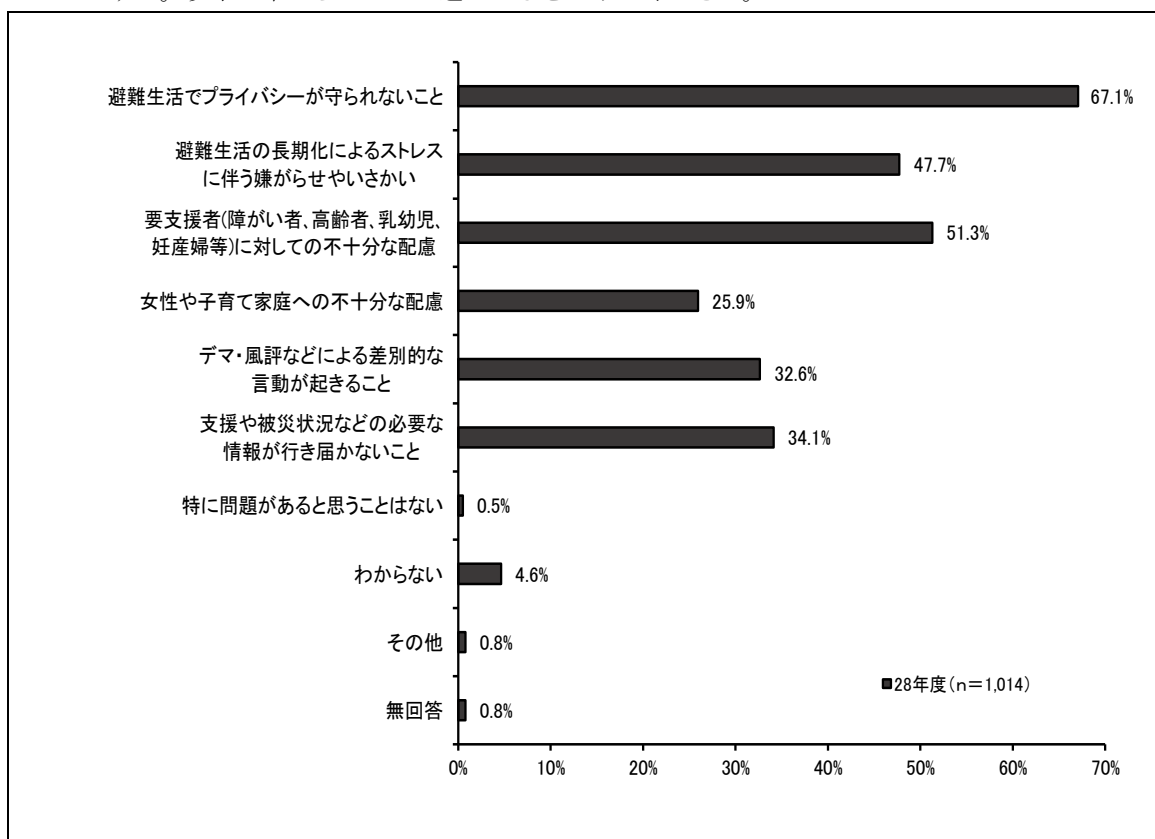
いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報を共有し、いじめの事実の有無の確認や被害者への支援等の対応を図っていきます。

被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を

教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行っていきます。

■ 災害時の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。





## 13 その他の人権問題

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、様々な人権問題が存在します。

高度情報化社会の中で業務上知り得た個人情報をも不正に提供し、報酬を得るといった事案にみられるような個人情報の保護の問題、そして、今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

### 1) 労働者の人権問題

労働者の人権問題として、1999年（平成11年）4月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクハラに係る規定が創設され、2007年（平成19年）4月に施行された同改正法では、セクハラ防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

2014年（平成26年）7月に施行された同改正法では、指針が10項目となり、男女を問わずセクハラの対象となることが明示されました。

2016年（平成28年）3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント\*防止措置義務が新設され、マタハラ\*に関する規定が設けられました。

また、厚生労働省が2012年（平成24年）1月に発表した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告書において、「パワハラ\*とは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義しました。

厚生労働省が2016年（平成28年）に実施した「個別労働紛争解決制度施行状況」によると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が70,917件と過去最高となりました。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないことなどが大きな問題になってきており、働き方改革の議論が進んでいるところです。事業主、労働者がそれぞれの立場から、一人ひとりの人権を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。

ハラスメントや労働問題に対しては、組織で取り組むことが大切であり、企業等に対し、職場での相談窓口の設置や研修を行うなど、職場での取り組みを促していくための各種研修会や人権啓発展等を通して、労働者の人権に配慮した職場づくりの啓発を進めていきます。

### 2) ホームレス

2002年（平成14年）8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）」が10年間の時限立法として施行され、2012年（平成24年）6月に法の有効期限を5年間、2017年（平成29年）6月に更に10年間延長する改正がなされました。

この法は、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などに関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスの人権等に関する問題の解決に資することを目的としています。

国においては、法の趣旨を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な方針を地方公共団体等に対し明示し、地域社会におけるホームレス問題の解決が図られるよう、2003年（平成15年）7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、直近では、2015年（平成27年）3月に生活困窮者自立支援法の施行を踏まえた見直しを行いました。

2017年（平成29年）1月に国が全国一斉に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によれば、ホームレス数は全国5,534人、県内8人となっており、2013年（平成25年）1月の調査時に比べ全国で2,731人減（33.0%減）、県内12人減（60.0%減）となっています。

県では、引き続き県内関係市町村と連携を図り、生活相談等を実施していきます。

### 3) アイヌの人々

国連は、1990年（平成2年）の総会で、1993年（平成5年）の1年間を「世界の先住民の国際年」と宣言しました。この宣言は、先住民が直面している諸問題の解決のために、各国が国際協力をすることを目的としています。

我が国においても「世界の先住民の国際年」を迎えるにあたって、北海道に居住しているアイヌの人々についての関心が高まりました。

また、1997年（平成9年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。この法律は、アイヌ文化の伝統及び文化について正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目指しています。

2007年（平成19年）、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択され、2008年（平成20年）「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択され、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

2009年（平成21年）に出された懇談会の報告書では、先住民族という認識に基づく政策展開、アイヌのアイデンティティの尊重、アイヌ文化の振興、教育・啓発による国民の理解の促進等が提言されました。

県においても、アイヌの人々への差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態、アイヌの人々の伝統や生活習慣などに理解を示す啓発活動と人権学習を推進していきます。

### 4) 北朝鮮当局による拉致問題

2002年（平成14年）9月、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は、永年否定していた日本人拉致を初めて認め謝罪し、同年10月、北朝鮮当局に

よって拉致された被害者のうち 5 人について 24 年ぶりの帰国が実現しました。そして、2004 年（平成 16 年）5 月には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。現在、日本政府は拉致被害者として上記 5 名を含む 17 名を認定しています。

しかし、帰国した 5 名以外の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否は不明のままとなっています。

国は、2006 年（平成 18 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務としてこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

今後も、継続して人権啓発等において啓発に努めていきます。

## 5) 人身取引

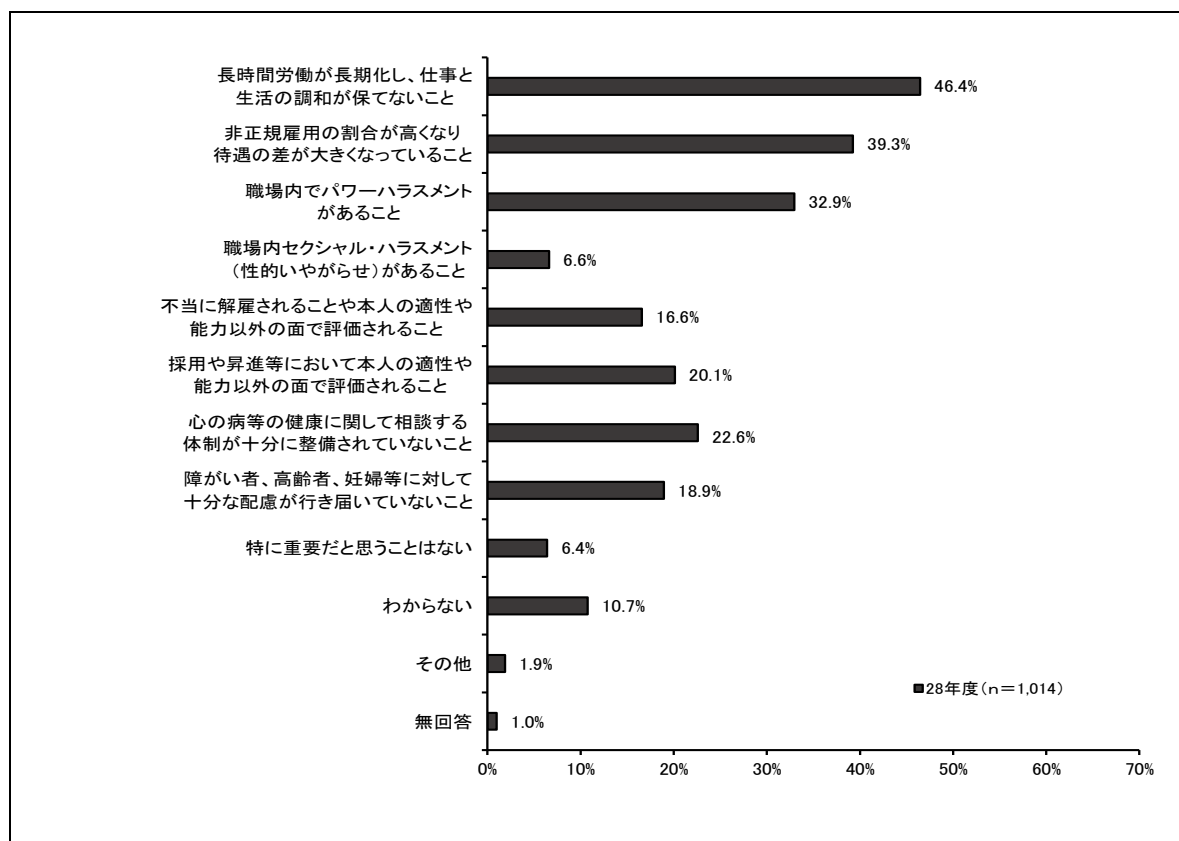
性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

県としては、その取締りを徹底し、被害者を発見した場合は適切な保護措置を講じ、被害者の支援を行っています。

### ■ 職場での人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 職場での人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

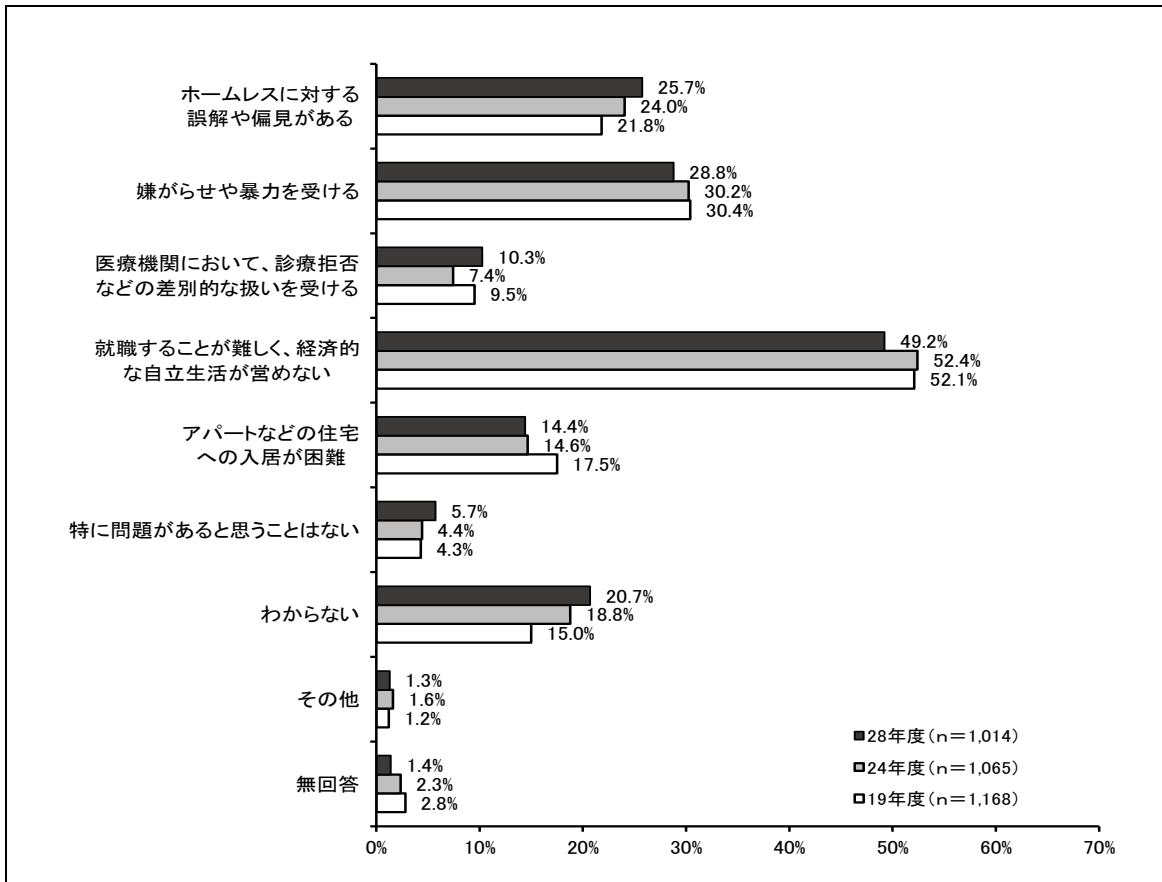
以下の中から 3 つまで選んで○をつけてください。



注：「労働者の人権」を「職場での人権問題」として調査

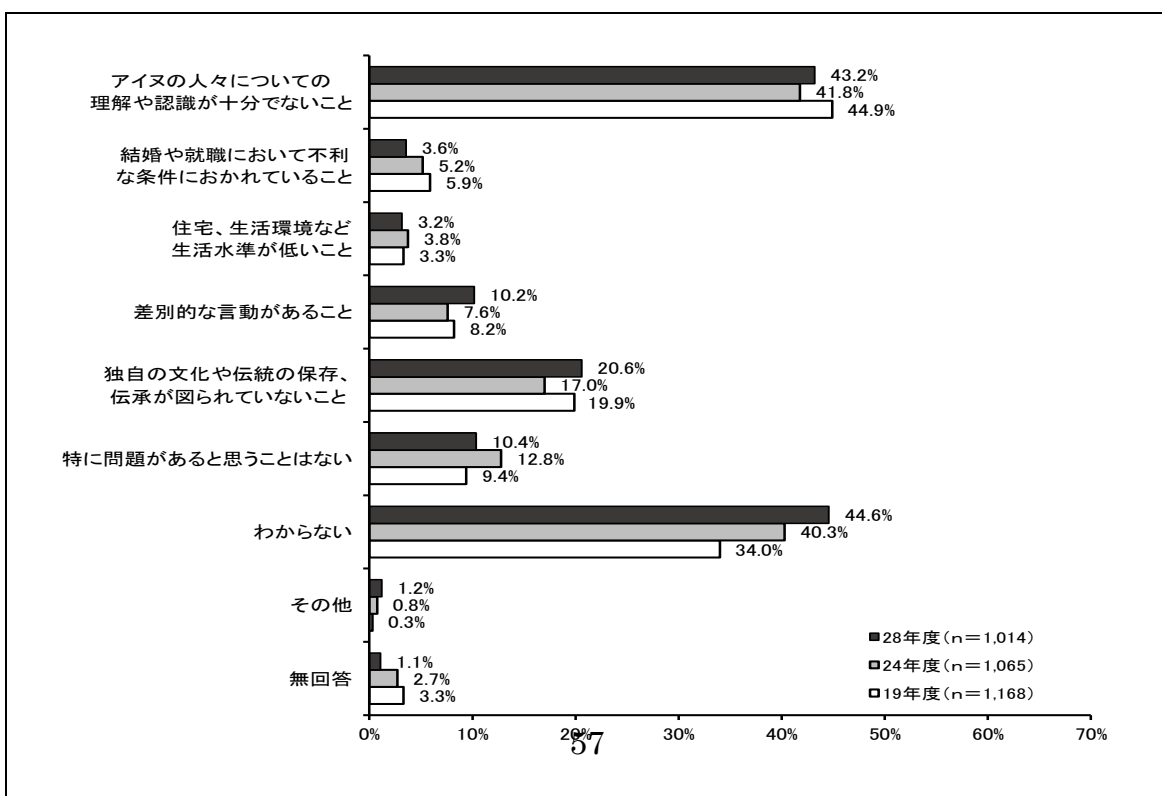
■ ホームレスの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q ホームレスの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



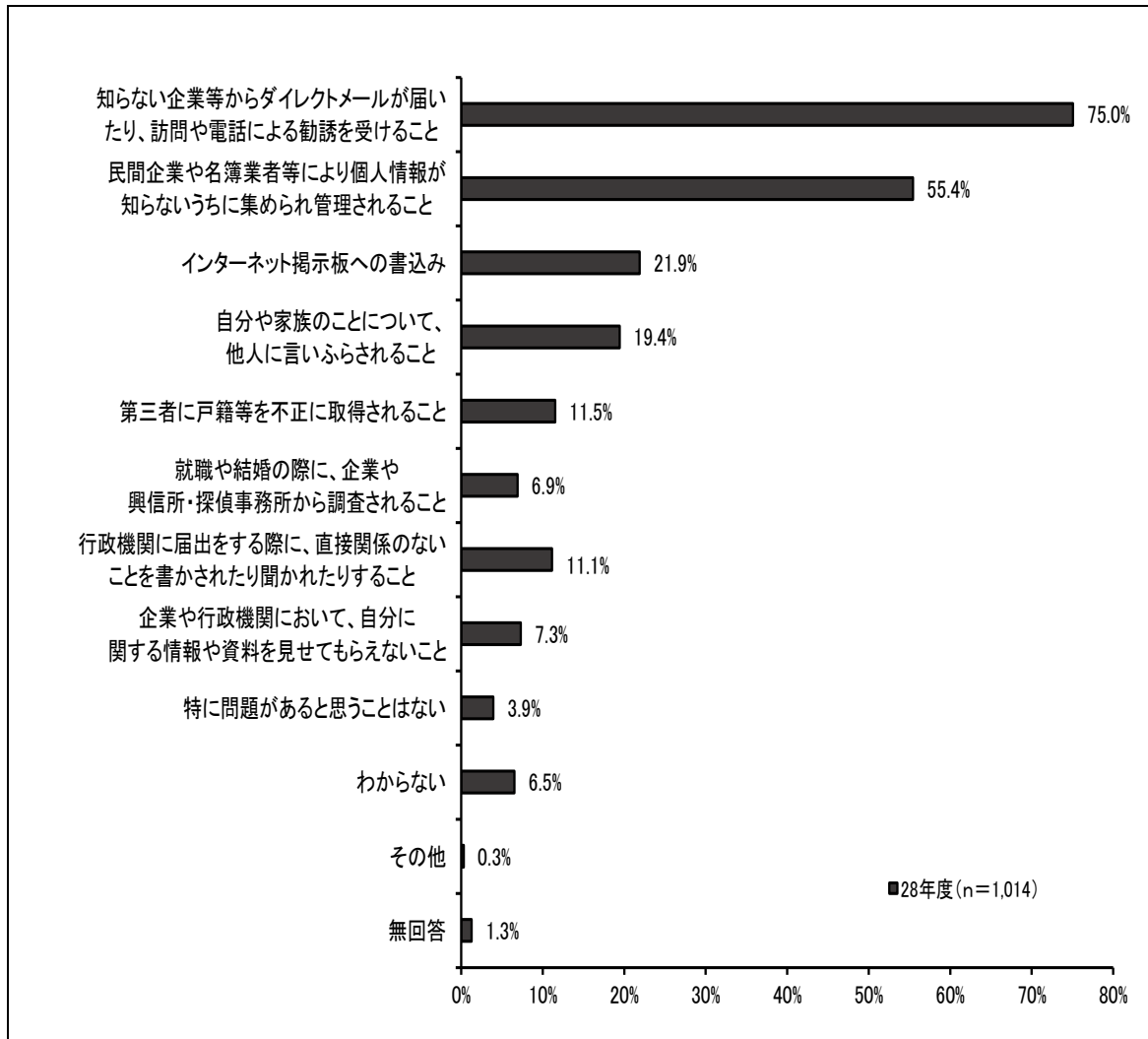
■ アイヌの人々の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q アイヌの人々の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。  
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ 個人情報の問題で、特に問題があると思うこと

Q 個人のプライバシーに関して、どのような場合にプライバシーが守られていないと感じますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



## ○ 人権をめぐる国内外の動向

### 1 国際的な動向

1945年（昭和20年）、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、1948年（昭和23年）の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約\*〔1965年（昭和40年）〕、国際人権規約\*〔1966年（昭和41年）〕、女子差別撤廃条約\*〔1979年（昭和54年）〕、児童の権利に関する条約〔1989年（平成元年）〕などの人権関係諸条約\*が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

1994年（平成6年）には、国連総会において、人権教育を通して人権文化を世界に築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

この世界計画は、「初等中等教育」をテーマとした第1フェーズ行動計画〔2005～2009年（平成17～21年）〕、「高等教育と教育者、公務員、法執行者等への人権教育」をテーマとした第2フェーズ行動計画〔2010～2014年（平成22～26年）〕を経て現在は、第3フェーズ〔2015～2019年（平成27～31年）〕の行動計画期間にあり「第1、第2フェーズの取り組みを強化し、専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマにして取り組みが図られています。

また、組織に関する国際規格の分野では、2010年（平成22年）に発行されたISO26000において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題も一つとして位置付けられています。

### 2 国内の動向

1947年（昭和22年）、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、その具現化のために、人権に関する法制度の整備など様々な取り組みが行われています。

人権をめぐる国際的な動きの中で我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」〔1979年（昭和54年）〕や「女子差別撤廃条約」〔1985年（昭和60年）〕、「児童の権利に関する条約」〔1994年（平成6年）〕などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取り組みを進めてきました。最近では、2014年（平成26年）「障害者権利条約\*」を批准しています。

1997年（平成9年）3月には、様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、同年7月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あらゆ

る場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。

2000年（平成12年）12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。この法律を受け国は、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2011年（平成23年）には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更がなされ、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、人権が保障されるよう、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とする法律が整備されるなど個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

最近では、「いじめ防止対策推進法」2013年（平成25年）、「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」2016年（平成28年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016年（平成28年）、「部落差別の解消の推進に関する法律」2016年（平成28年）の施行など法整備が図られました。

文部科学省においては、2008年（平成20年）「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次取りまとめ）」を公表し、この中で、学校での取り組みをはじめ、家庭・地域、関係機関との連携した取り組み等具体的実践例を提示し、人権教育の充実が図られるよう支援しています。

### 3 本県の取り組み

県では、1992年（平成4年）に、同和施策の推進方策等の意見を求めるため、同和問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置しました。

その後、様々な人権問題に対応するため、2002年（平成14年）に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、2003年（平成15年）に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、2005年（平成17年）には「岐阜県人権懇話会」と改称し、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、施策に反映してきました。

一方、庁内組織における人権施策の推進については、1998年（平成10年）に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置しました。その後、2003年（平成15年）には「岐阜県人権施策推進連絡協議会」と改称し、人権に関する総合的な施策を展開してきました。

また、2000年（平成12年）4月には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住み良い社会の実現に向けて、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオの貸出など、人権啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）3月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓

発の推進に関する法律」第5条に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。

この指針によって、本県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるために総合的に取り組んできました。

2008年（平成20年）3月及び2013年（平成25年）3月には、社会情勢の変化とこれまでの成果や課題を踏まえながら、指針を継承・発展させ、新たな課題への対応を含め、人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、二度にわたり改定を行いました。

さらに、効率的な人権啓発事業を展開するため、1999年（平成11年）には、県と岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市を構成団体とする「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」を設立し、「人権啓発フェスティバル」等の人権啓発活動を連携して行ってきました。

教育に関しては、1974年（昭和49年）に「岐阜県同和教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における同和教育を推進してきました。

2002年（平成14年）には「岐阜県人権同和教育基本方針」を策定し、人権同和教育としての新たな方向を示しました。

さらに、2006年（平成18年）から人権同和教育における行動力の育成を図る取り組みとして「ひびきあいの日」を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなどの教育を実施してきました。

2011年（平成23年）12月には、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進による成果と課題を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育に取り組んできました。

2012年度（平成24年度）から、人権尊重という普遍的な文化をつくりあげるため、「人権同和教育」から「人権教育」へと名称を変更しました。

啓発に関しては、人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、新聞、ラジオなどマスコミを活用した広報や冊子・リーフレット、グッズの作成・配布などの啓発活動を推進するとともに、岐阜県人権啓発センターにおける出前講座やビデオ・DVDの貸出しなどの事業を拡充してきました。

また、車いすバスケットボール体験教室の実施や性的少数者の当事者による講演会など新しい課題についても取り組んできました。